
栗東市

まちづくり^{ひと}女と^{ひと}男の共同参画プラン

《第 6 版》

素案

令和 2（2020）年 10 月時点

栗東市

市 民 憲 章

わたしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

- 一. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 一. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
- 一. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
- 一. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
- 一. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

昭和 52（1977）年 1 月 1 日制定、平成 13（2001）年 10 月 1 日市政施行に伴い改正

栗東市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、
互いに認めあい、支えあい、自分らしく、
いきいきと生きることができる栗東市民であるために、
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一. 性別による役割分担意識や制度、慣習にとらわれないまちをつくります。
- 一. 家庭、地域、学校、職場等で、ともに参画し、責任を分かちあうまちをつくります。
- 一. 男女平等の理念に基づいて、子どもを育てるまちをつくります。
- 一. 国際社会の一員として、ともに地球環境を守るまちをつくります。

平成 14（2002）年 3 月 2 2 日制定

目次

第1章 プラン策定にあたって	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置付けと期間	2
3 プラン策定の経緯	2
4 男女共同参画をめぐる状況	3
5 栗東市における男女共同参画を取り巻く状況	7
6 前プラン（第5版）における取組みの現状と検証	18
7 市民アンケートにみる現状と課題	22
8 事業所アンケートにみる現状と課題	31
第2章 基本的な考え方	36
1 基本理念	36
2 基本理念達成に向けた計画のあり方	37
3 全体を通じた重要な視点	37
4 基本目標と重点課題	38
5 施策体系	41
第3章 プランの内容	42
基本目標 1 人権の尊重と意識の醸成	42
基本目標 2 多様な暮らし方・働き方の実現	46
基本目標 3 参画と協働による地域づくり	52
基本目標 4 安全安心な暮らしの実現	55
基本目標 5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映	59
第4章 関連指標	62
第5章 推進体制	65
1 庁内推進体制の充実	65
2 市民・地域等との連携	65
3 国・滋賀県等、関係機関との連携	65
資料編	66

第 1 章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

国では、国際社会の動きとも連動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進し、平成 11（1999）年 6 月には、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する取組みを総合的に推進していくことを目的に、「男女共同参画社会基本法」が制定・施行されました。この中で男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（「男女共同参画社会基本法」第 2 条）であると、明確に定義されました。

また、本格的な人口減少時代が到来する中で、「女性の職業生活における活躍に関する法律（女性活躍推進法）」（平成 27(2015)年施行）や「子ども・子育て関連 3 法（こども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）」（平成 27(2015)年施行）、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 28(2016)年施行）等が整備され、女性が働きながら出産・子育てができる社会の実現に向けた施策が進められています。

国際社会においては、平成 27（2015）年に国際連合本部で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この中で「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、令和 12（2030）年を期限とする持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディ・ジーズ[※]）として、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体目標）などが設定され、その中にはジェンダーの平等をはじめとした男女共同参画に関わる項目も多く含まれています。

本市においては、平成 7（1995）年に「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めてきました。このプランは社会情勢の変化やプランの成果や課題等を踏まえて 5 年ごとに改定を行い、平成 28（2016）年 3 月には第 5 版が策定されました。

このほど、第 5 版が令和 2（2020）年度に計画期間を終えることから、こうした国や国際社会の動向、さらには本市における環境変化や新たな課題等を踏まえ、新たに「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の男女共同参画プラン 第 6 版」（以下、「本プラン」という。）を策定しました。

本プランを礎として、本市の男女共同参画にかかる施策を総合的・計画的に推進していきます。

[※]SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、国連加盟 193 か国が協調して達成すべき目標をまとめたもの。日本でも官民を問わず、様々な取組みが進められている。

2 プランの位置付けと期間

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に定められた市町村推進計画、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に定める市町村基本計画にも相当するものです。

策定にあたっては、本市の最上位計画である「第六次栗東市総合計画」をはじめ、「栗東市人権擁護計画」や「第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画」等、関連する諸計画との整合を図りました。

本プランの計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。ただし社会情勢の変化や本プランの進捗状況の評価・検証等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の男女共同参画プラン」の計画期間

(年度)									
平成 28	平成 29	平成 30	平成 31 令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
第5版									
				策定	第6版				

3 プラン策定の経緯

本プランの策定にあたっては、5期にわたる取組みを検証するため「栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」（令和元(2019)年度実施）や関係事業所に対するアンケート調査（令和元(2019)年度実施）を行い、パブリックコメントの実施などにより、広く市民の意見やニーズの把握に努めました。

また、庁内各課において前プランの検証・評価を行い、課題を明らかにした上で、社会情勢の変化などに対応するため施策の見直しを行いました。

これらを踏まえ、学識経験者や関連団体代表、公募市民らで構成される栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会において数次にわたって審議を重ね、本プランを策定しました。

4 男女共同参画をめぐる状況

(1) 国際的な動向

国際連合（国連）は、昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、その後の 10 年間に「国際婦人の 10 年」として、女性の地位向上を目指す取組みを展開しました。

昭和 54（1979）年の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

平成 7（1995）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議では、女性の権利の実現や男女平等の推進を目指す「北京宣言」及び平成 12（2000）年までに世界各国が取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択され、平成 12（2000）年に開催された国連特別総会の「女性 2000 年会議」で、この「行動綱領」の実施状況を検討・評価し、完全実施に向けてさらなる行動を実施することが約束されました。

平成 25（2013）年に開催された第 57 回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」、「第 23 回国連特別総会」成果文書、「第 4 回世界女性会議」の 10 周年及び 15 周年に当たって委員会によって採択された宣言が再確認されています。

そして、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから 20 年目に当たる平成 27（2015）年には、「北京+20」として、第 59 回国連婦人の地位委員会において、これまでの取組状況に関するレビューを行ったほか、広報・啓発等の活動を行っています。

また、平成 27（2015）年の 9 月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

この中で国際社会が目指すべき平成 27（2015）年から令和 12（2030）年までの長期的な開発の指針として、SDGs（エス・ディー・ジーズ）が示されました。

SDGs では「ジェンダー平等を実現しよう」という項目があるほか、貧困、健康・福祉、教育、働きがいなど、男女共同参画に関連するゴールやターゲットが多く含まれています。

令和 2（2020）年 1 月からは SDGs 達成のための「行動の 10 年（Decade of Action）」がスタートし、日本を含む世界各国で 2030 年までに SDGs を達成するための取組みが進められています。

(2) 国の動向

国ではこれまで、国際的な動きに連動する形で「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法整備が進められ、平成 11（1999）年には男女共同参画社会の実現に向け、基本理念や国、地方公共団体及び国民それぞれの責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

「男女共同参画社会基本法」の 5つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

平成 12（2000）年には、同基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。同計画は平成 17（2005）年、平成 22（2010）年の改定を経て、平成 27（2015）年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。この中で、「男性中心型労働慣行等の変革」や、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「困難な状況に置かれている女性のきめ細かな支援」「男女共同参画の視点からの防災・復興対策等」「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」「国際的な規範・基準の尊重」「地域における推進体制の強化」などが、改めて強調されています。

さらに、平成 27（2015）年には「女性活躍推進法」が成立・一部施行され、国や地方公共団体及び民間事業主（従業員 301 人以上、令和4年度以降は 101 人以上）に、女性活躍推進を積極的に進めるための行動計画の策定が義務付けられました。

パートナー関係にある人による暴力問題（ドメスティック・バイオレンス＝DV）※については、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成 13（2001）年に「DV防止法」が施行されました。同法は平成 25（2013）年に改正され、配偶者だけでなく生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法律の適用対象となりました。

また、日本が本格的な少子高齢化の時代を迎えたことから、国では少子化対策を総合的に進めるため平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定、さらに平成 24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、これに基づき平成 27（2015）年から、子ども・子育てに関する新たな支援制度が施行されました。令和元（2019）年5月には「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育が無償化されるなど、働きながら出産・子育てがしやすい環境の整備が推進されています。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）：「DV防止法」では配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力とされているが、一般には恋人など親密な関係にある男女間での暴力を含めることもある。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力なども含まれる。

（３）滋賀県の動向

県では、男女の人権が互いに尊重され、個性と能力を発揮することができる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現に向け、平成 13（2001）年 12 月に「滋賀県男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく基本的な計画「滋賀県男女共同参画計画」により、様々な取組を進めてきました。

そのような中、人口減少や高齢化、価値観の多様化など、目まぐるしく変化していく社会において、将来に夢や希望を抱くという「前向きな危機感」をもって、県民一人ひとりが考え、行動することが求められるとの考えのもと、男女共同参画社会の形成に向けての施策を総合的かつ計画的に進めるために、平成 28（2016）年 3 月に「パートナーしがプラン 2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」を策定しました。

令和 2 年 3 月現在、この計画を改定し、次の 5 年間を見据えた新たな計画の策定に向け、審議が行われているところです。

元号	西暦	内 容
平成 10	1998	「パートナーしが 2010」策定
平成 13	2001	「滋賀県男女共同参画推進条例」制定
平成 15	2003	「パートナーしが 2010 プラン（改訂版）」策定
平成 20	2008	「パートナーしが 2010 プラン～第 2 次改訂版～」策定
平成 23	2011	「新パートナーしがプラン」策定
平成 28	2016	「パートナーしがプラン 2020」策定
令和 3	2021	次期男女共同参画計画・女性活躍推進計画策定（予定）

（４）栗東市の動向

本市では、栗東町時代の昭和 54（1979）年に教育委員会社会教育課に青少年婦人対策担当を設置しました。昭和 61（1986）年には「栗東町婦人対策の方向」を策定し、女性政策を開始しました。

平成 5（1993）年には、女性行政の総合的な調整機能をより強化するため、総務部生涯学習課に女性対策係を設置し、さらに庁内職員による女性政策推進委員会を設置して男女共同参画に関する全庁的な取組みを展開しました。

また、昭和 59（1984）年に設置された栗東町婦人問題協議会（現：栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会）からの提言や、平成 3（1991）年に実施した「婦人問題に関する町民意識調査」の結果を踏まえ、平成 7（1995）年に「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の男女共同参画プラン」を策定し、教育・福祉・労働・まちづくり等のあらゆる分野での男女共同参画の取組みを推進してきました。

このプランは数次の改定を経て、本プランへと継承されています。

また、男女共同参画と関連性が高い分野として、平成 11（1999）年に「人権教育のための国連 10 年栗東市行動計画」を策定し、人権教育・啓発に重点を置いた取り組みを進めてきました。この流れを受け、これまでの成果と課題を検証し、平成 24（2012）年に「栗東市人権擁護計画」を策定しました。その中で男女共同参画の推進を含むあらゆる分野において一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目標に、様々な施策を推進しています。

さらに平成 27（2015）年には、「栗東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての子どもの人権の尊重や、職業生活と家庭生活の両立支援など、性別を問わず安心して子育てができる環境の整備に努めてきました。この計画は令和 2（2020）年に「第 2 期栗東市子ども・子育て支援事業計画」として改定が行われ、男女共同参画による子育ての推進などの様々な施策を推進しています。

一方、市制施行後の平成 14（2002）年には、滋賀県下で 2 番目となる「男女共同参画都市」を宣言し、誰もが互いに大切な存在であることに気づき、人と個性を尊重し、認め合い、支え合い、自分らしく人間らしく幸せに生きることが出来る活力ある男女共同参画都市の実現を目指しています。

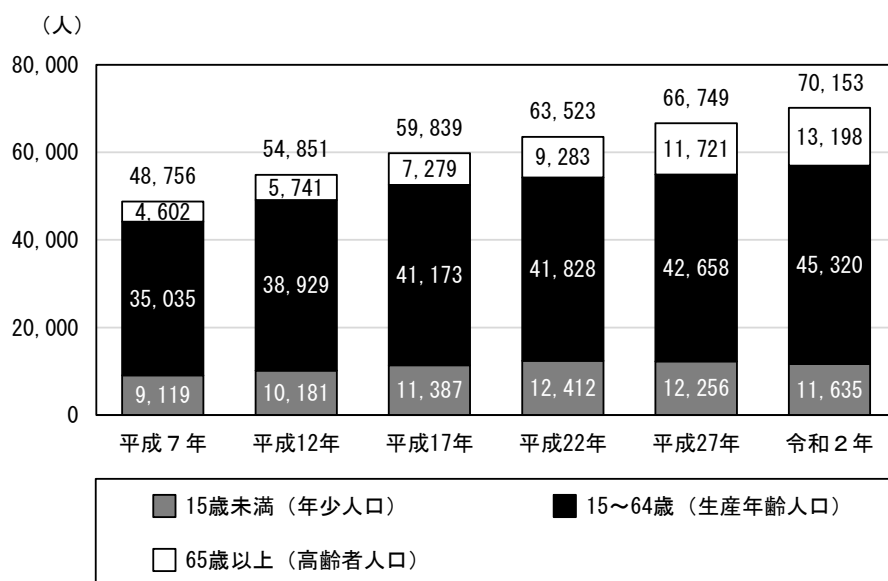
元号	西暦	内 容
昭和 54	1979	青少年婦人対策担当を設置
昭和 61	1986	「栗東町婦人対策の方向」を策定
平成 5	1993	総務部生涯学習課に女性対策係を設置 庁内職員による女性政策推進委員会を設置
昭和 59	1984	栗東町婦人問題協議会（現：栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会）設置
平成 7	1995	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の男女共同参画プラン」策定
平成 11	1999	「人権教育のための国連 10 年栗東市行動計画」策定
平成 12	2000	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第 2 版）」策定
平成 14	2002	「男女共同参画都市」宣言
平成 18	2006	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第 3 版）」策定
平成 23	2011	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第 4 版）」策定
平成 24	2012	「栗東市人権擁護計画」策定
平成 27	2015	「栗東市子ども・子育て支援事業計画」策定
平成 28	2016	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第 5 版）」策定
令和 2	2020	「第 2 期栗東市子ども・子育て支援事業計画」策定
令和 3	2021	「まちづくり女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン（第 6 版）」策定

5 栗東市における男女共同参画を取り巻く状況

(1) 人口

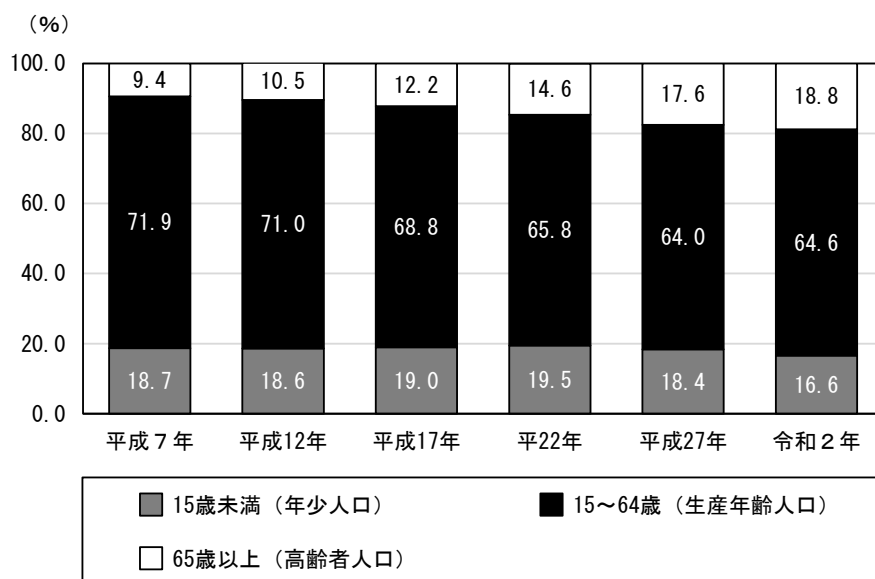
本市の総人口は、令和2（2020）年3月1日時点で70,153人となっています。総人口は年々増加しており、中でも65歳以上の割合が年々多くなっています。その反面、15歳未満の割合は平成22年以降、減少に転じており、15～64歳の割合も減少傾向にあります。

【年齢3区分人口の推移】



資料：国勢調査。令和2年は住民基本台帳（令和2年3月1日時点）

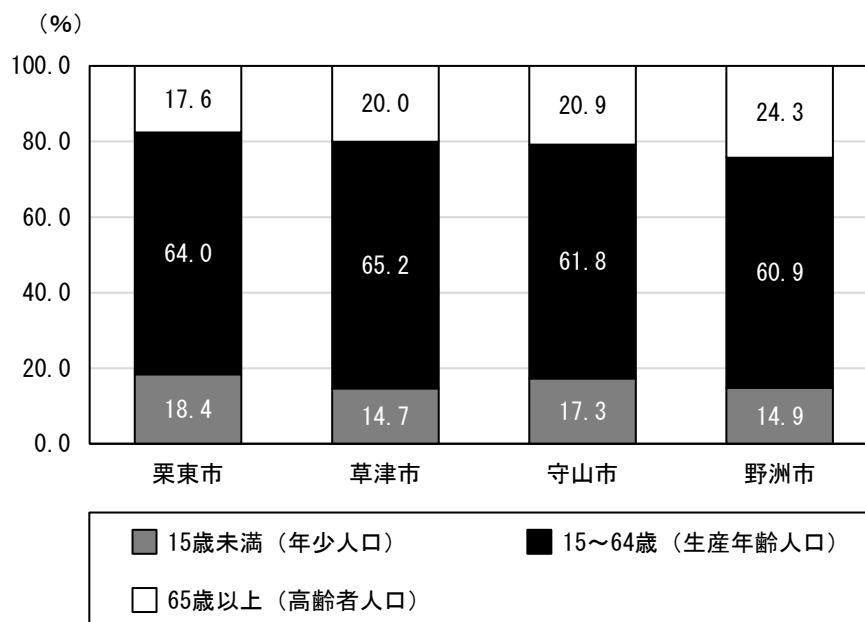
【年齢3区分別人口割合の推移】



資料：国勢調査。令和2年は住民基本台帳（令和2年3月1日時点）

近隣市との比較では、草津市、守山市、野洲市のいずれよりも 65 歳以上の割合が少なく、15 歳未満の割合は多くなっています。また、15 歳未満と 15～64 歳の割合の合計も、他市より多くなっています。

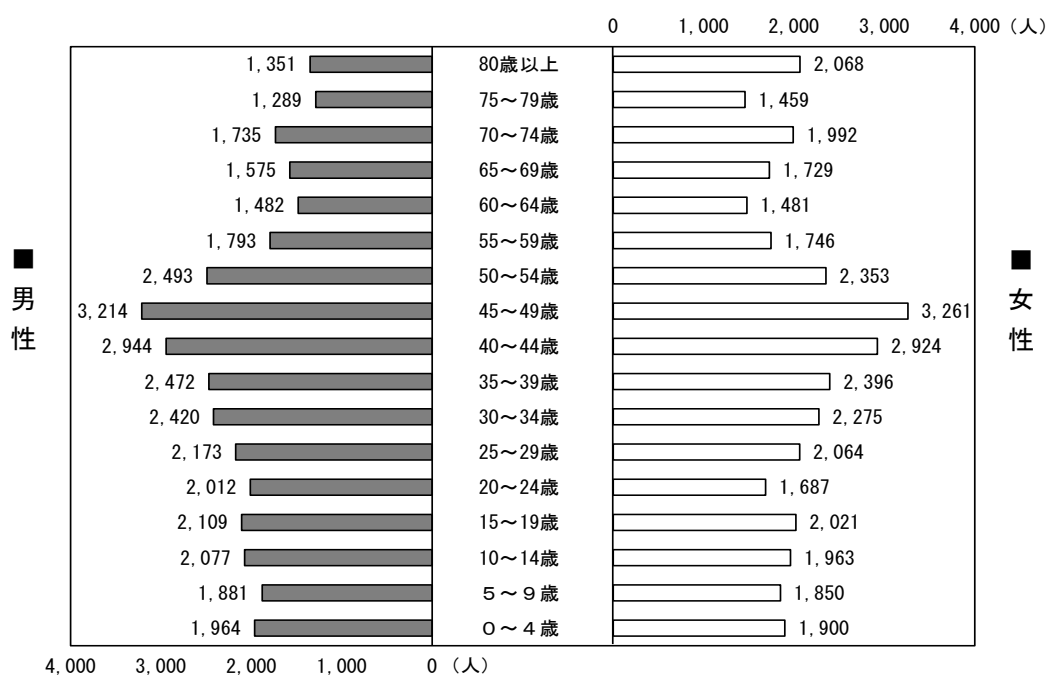
【年齢3区分別人口割合（近隣市との比較）】



資料：国勢調査（平成 27 年）

人口ピラミッドをみると、30 歳代～50 歳代前半の人口が多くなっています。80 歳以上では、男性より女性が顕著に多くなっています。

【人口ピラミッド】

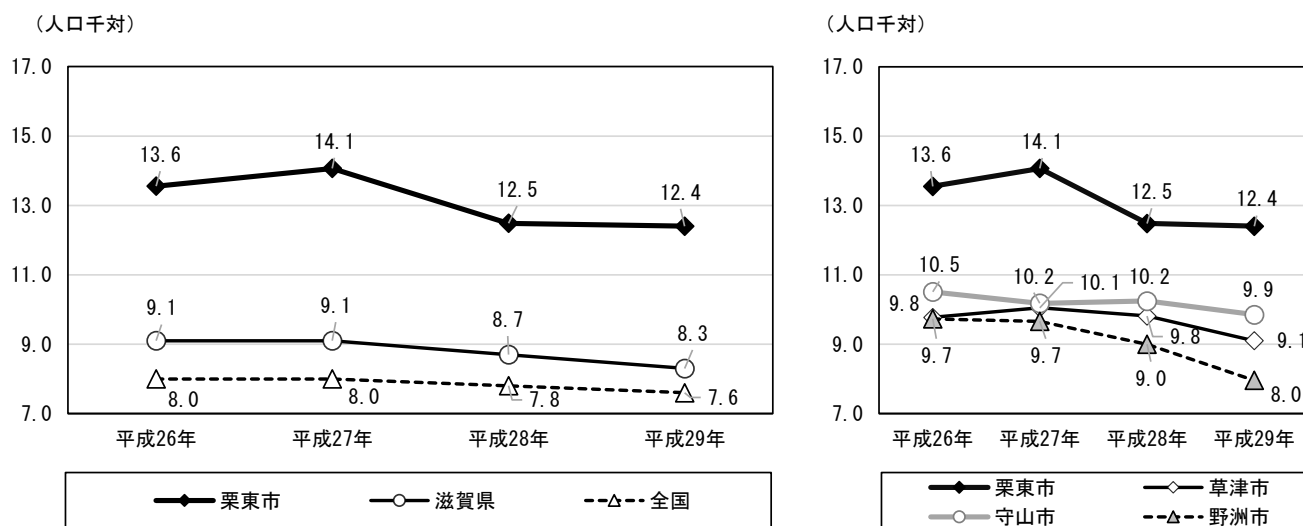


資料：住民基本台帳（令和 2 年 3 月 1 日時点）

(2) 出生率

本市の出生率（人口千人あたりの出生数）は、増減を繰り返しながら推移してきましたが、平成 27（2015）年以降は減少傾向となっています。ただし全国や滋賀県、近隣各市との比較では、高い水準で推移しています。

【出生率の推移】

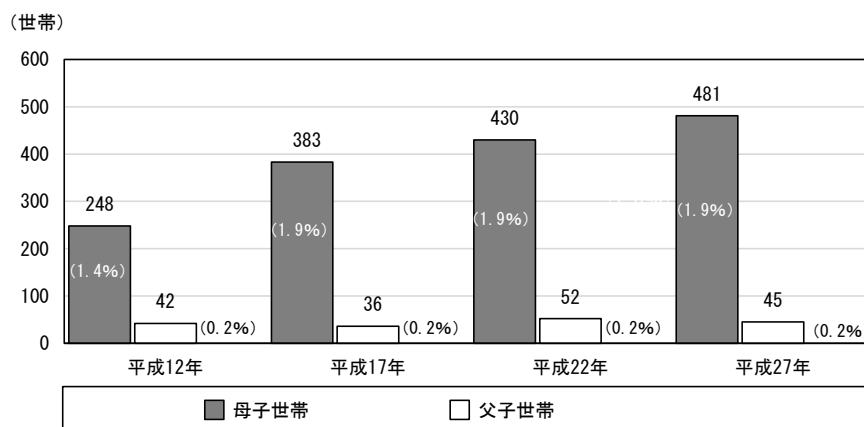


資料：人口動態調査（全国、県）、住民基本台帳（各市）

(3) ひとり親世帯の状況

本市のひとり親世帯は、世帯数の増加とともに特に母子家庭の数が増加を続けていますが、一般世帯に対する割合は平成 17（2005）年以降、1.9%で横ばいとなっています。父子家庭は一般世帯に対する割合が平成 12（2000）年以降、各年 0.2%で推移しています。

【ひとり親世帯の状況（カッコ内の%は一般世帯に対する割合）】

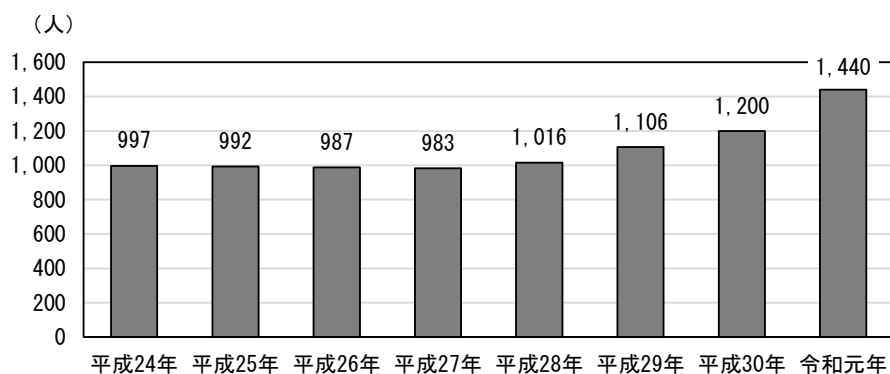


資料：国勢調査

(4) 外国人住民の状況

本市に居住する（住民票がある）外国人の数は、平成 27（2015）年までは、ほぼ 1,000 人弱で推移していましたが、平成 28（2016）年以降は増加傾向がみられます。

【栗東市の外国人住民数の推移】



資料：滋賀県総合企画部国際課提供数値により算出（各年 12 月 31 日時点）

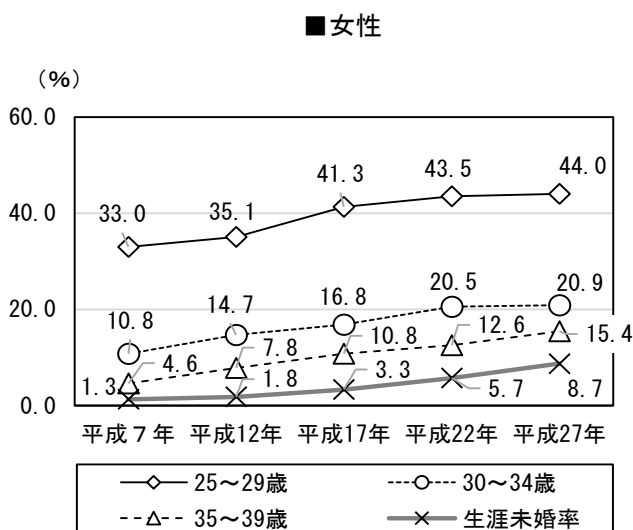
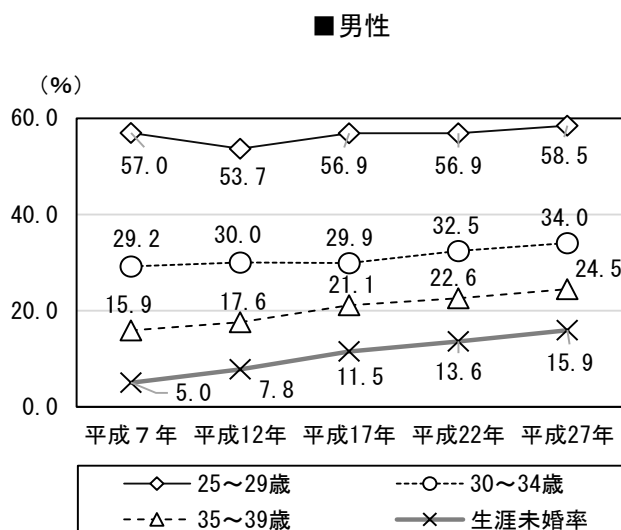
(5) 未婚率の推移

本市の未婚率の推移をみると、男女とも 25～29 歳、30～34 歳、35～39 歳の各年齢層で全体としては増加傾向にあります。男性では 25～29 歳で半数を上回って推移しており、平成 27（2015）年は 58.5%と、6割に迫ろうとしています。

女性では 25～29 歳で、平成 27（2015）年は平成 7（1995）年と比較して 11.0 ポイント増の 44.0%と、男性ほどではないものの高い水準となっています。

生涯未婚率（45～49 歳と 50～54 歳の未婚率の平均値）も男女ともに年々増加傾向にあり、特に男性は平成 17（2005）年以降、1 割を超える水準で推移しています。

【未婚率の推移】



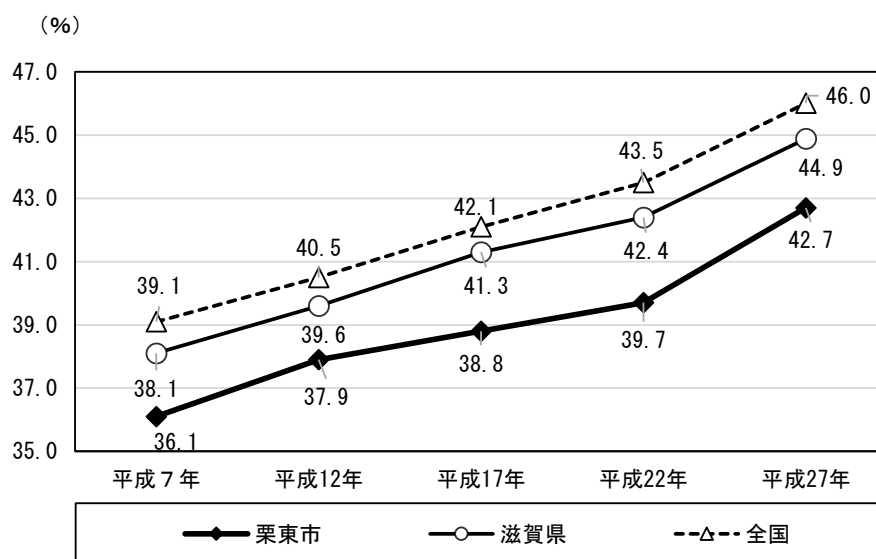
資料：国勢調査

(6) 女性の雇用・就労の状況

本市の雇用者全体に占める女性の割合は年々増加傾向にあり、平成27(2015)年は平成7年と比較して、6.6ポイント増の42.7%となっていますが、全国や滋賀県よりは低い水準となっています。

近隣市との比較では、平成7(1995)年以降、各市よりも低い水準で推移しています。

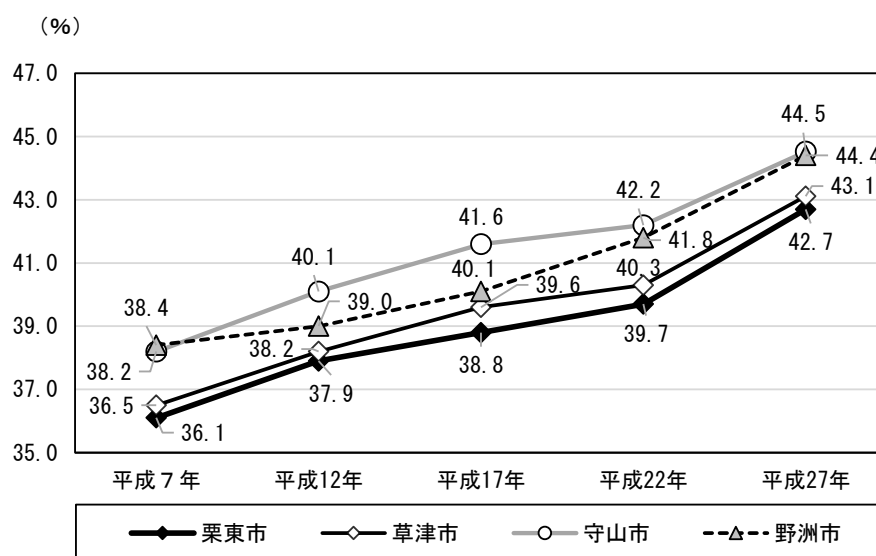
【女性雇用者割合の推移】



資料：国勢調査

雇用者とは：会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手洗い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人によること。（ここでは「役員」を含む）

【女性雇用者割合の推移（近隣市との比較）】

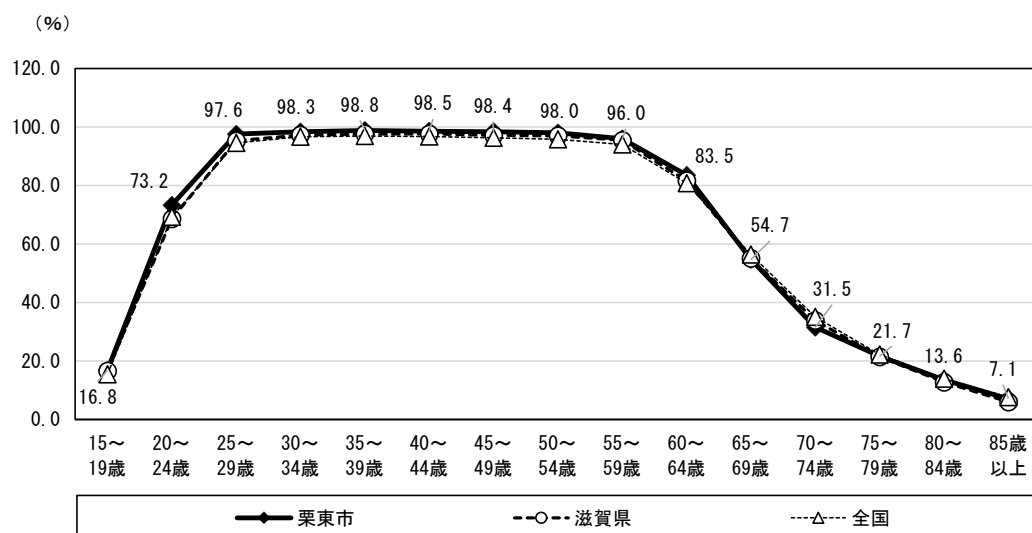


資料：国勢調査

(7) 労働力率の状況

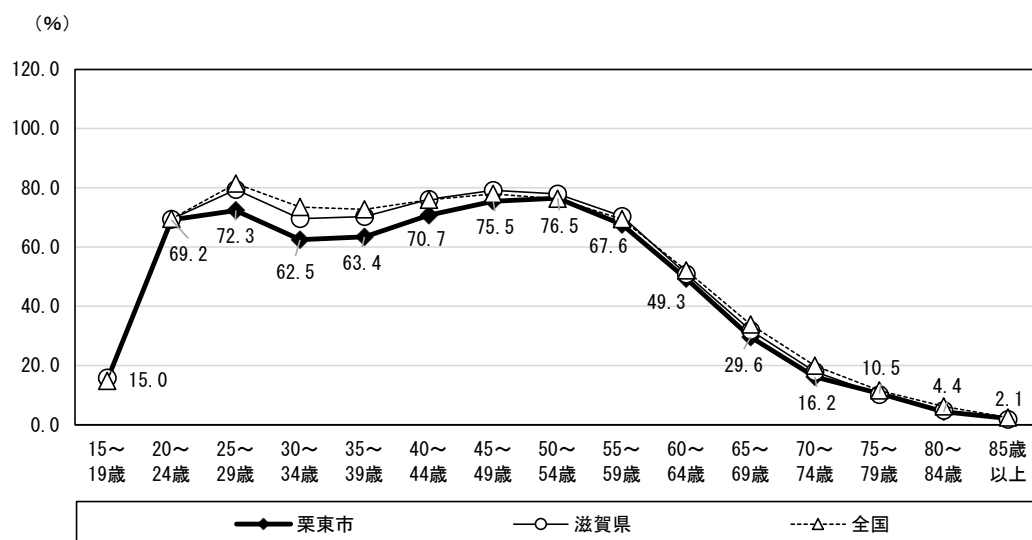
本市の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者と完全失業者を合わせた数）は、男性ではほぼ全国や滋賀県と同様の傾向となっていますが、女性では25～44歳にかけて全国や滋賀県より低くなっており、グラフが描くいわゆるM字カーブの谷が深くなっています。

【労働力率の状況／平成27年 男性】



資料：国勢調査

【労働力率の状況／平成27年 女性】

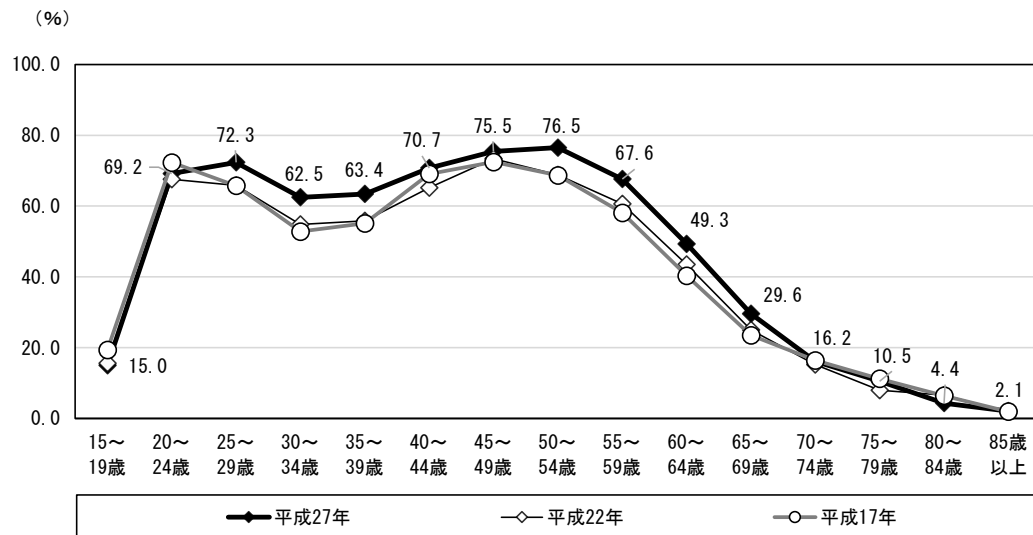


資料：国勢調査

女性の労働力の推移をみると、30～34 歳で最も深くなっているグラフのM字カーブの底が、年々浅くなってきており、女性の社会進出が進展しているようすがうかがえます。

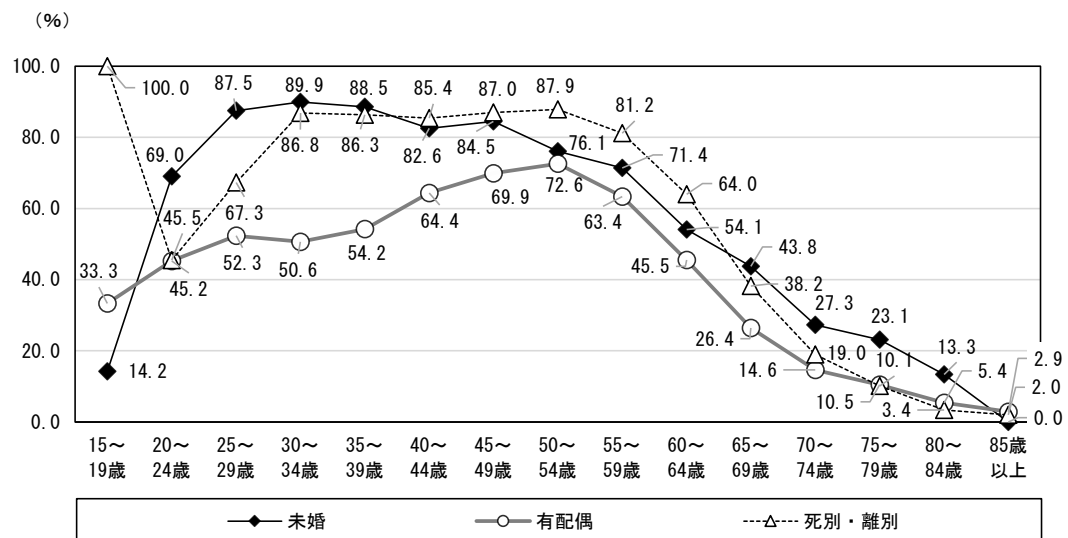
また、有配偶者と比較して未婚の女性と死別・離婚した女性で、M 字カーブの底がほぼない状況となっています。

【女性の労働力率の推移】



資料：国勢調査

【女性の労働力率 婚姻状況別（平成 27 年）】

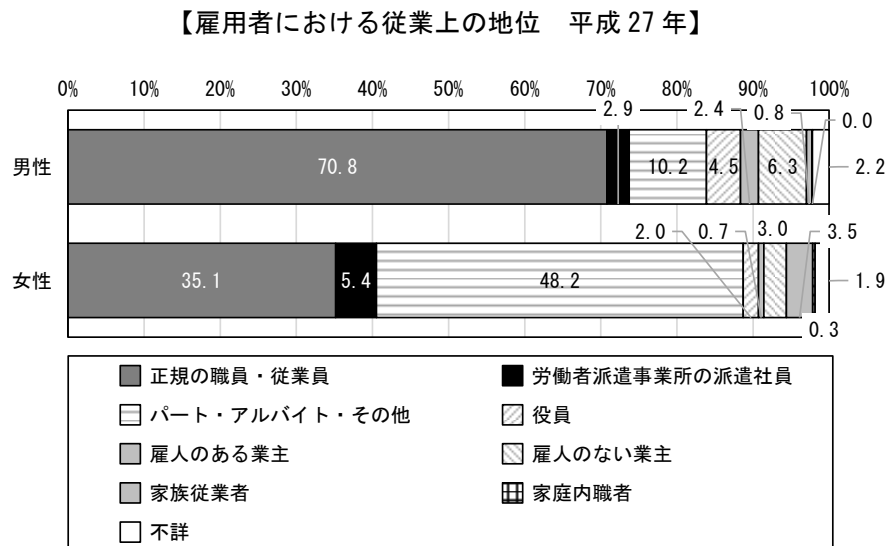


資料：国勢調査

（８）雇用者における従業上の地位

本市の雇用者における従業上の地位をみると、男性では「正規の職員・従業員」が70.8%と半数を大きく超えているのに対し、女性では35.1%となっています。

「労働者派遣事業所の派遣社員」と「パート・アルバイト・その他」を合わせた割合は、男性が13.1%に対し、女性では53.6%と半数を超えています。



資料：国勢調査

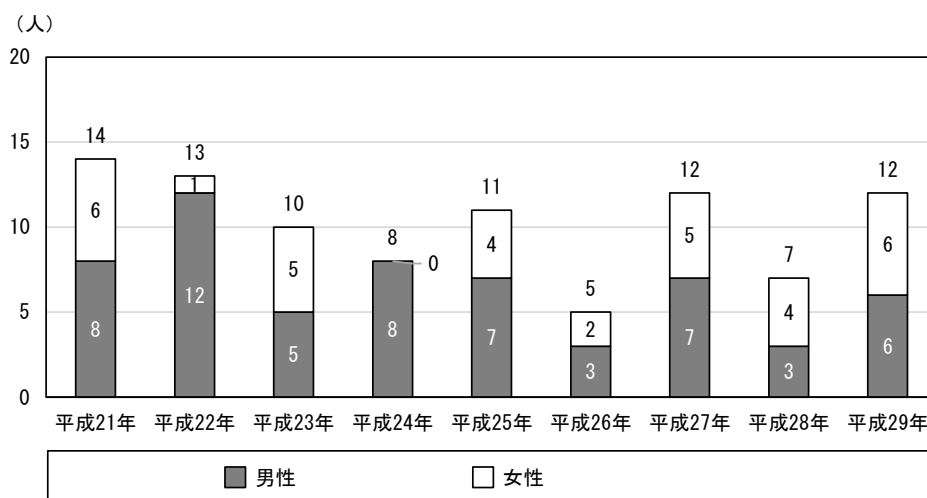
(9) 自殺者の状況

本市の自殺者数の推移をみると、各年増減はあるものの、10人台の年が多くなっています。女性より男性の自殺者が多い年が目立ちます。

男女別・年代別の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）をみると、男性では全国より低い水準となっていますが、40歳代、50歳代で自殺者が多くなっています。

女性では年齢層による違いが大きくなっており、20歳代、40歳代、60歳代で全国を上回っています。

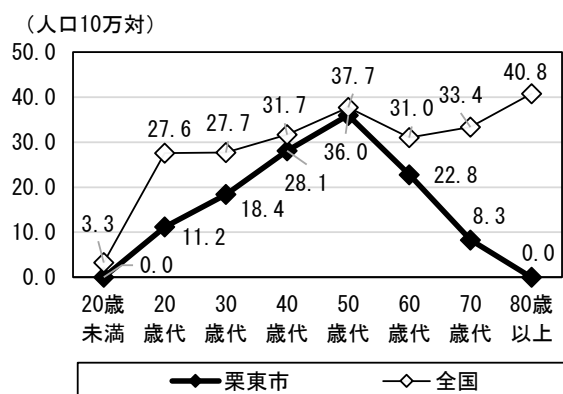
【男女別自殺者数の推移】



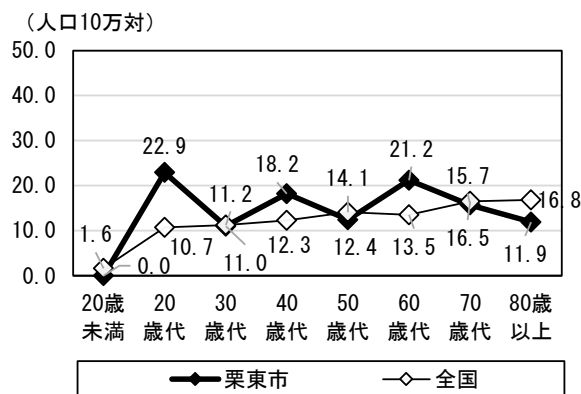
資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

【年代別の自殺死亡率（平成25～29年）】

■男性



■女性



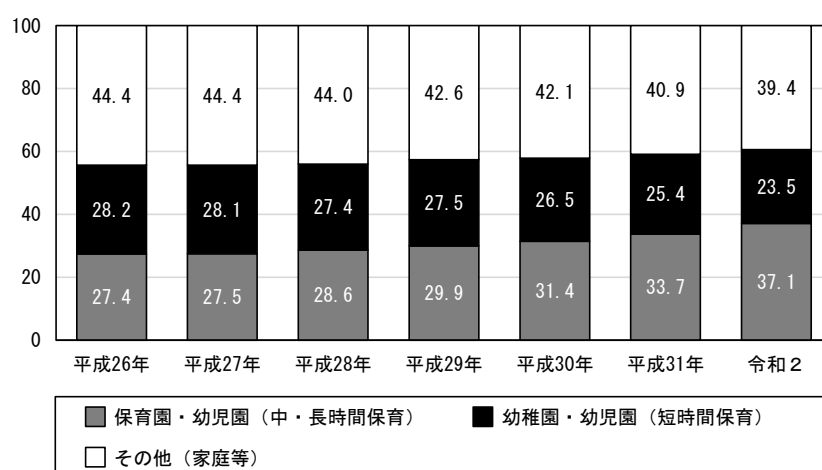
資料：自殺の統計：地域における自殺の基礎資料

(10) 保育所・幼稚園等の状況

本市の未就学児の就園状況を見ると、保育園・幼稚園（中・長時間保育）が年々増加しており、令和2（2020）年は平成26年より9.7ポイント増の37.1%となっています。

一方、幼稚園・幼稚園（短時間保育）とその他（家庭等）で保育する児童の割合は減少傾向となっています。

【保育園・幼稚園・幼稚園（短・中・長時間保育）利用児童割合の推移】

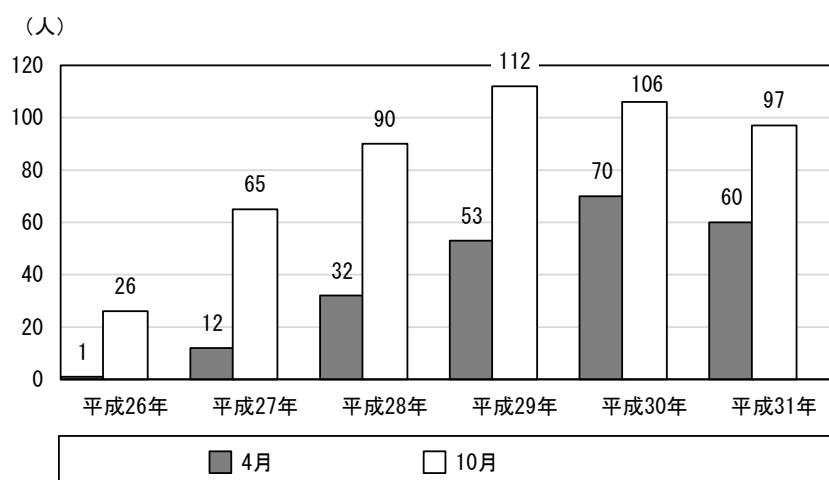


資料：幼児課・自治振興課提供数値により算出（各年5月1日時点）

保育園・幼稚園（中・長時間保育）における待機児童の数は、平成26（2014）年以降、毎年増加を続けていましたが、4月時点では平成30（2018）年、10月時点では平成29（2017）年をピークに減少に転じています。しかし、平成31（2019）年は4月時点、10月時点とも、平成26（2014）年と比較して大幅に増加しています。

また、年度中に新たなニーズが発生し、待機児童数が増加する傾向が続いています。

【栗東市の待機児童数の推移】

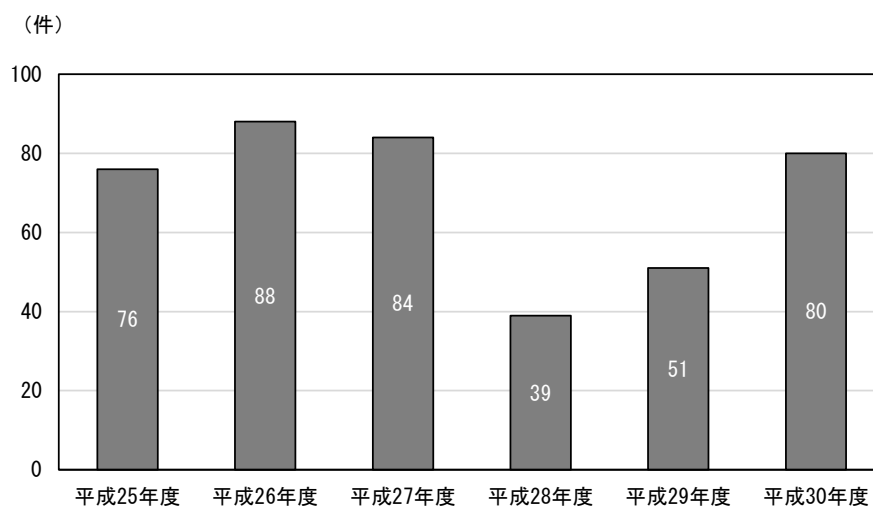


資料：滋賀県保育所等入所待機児童

(11) ドメスティック・バイオレンス（DV）の状況

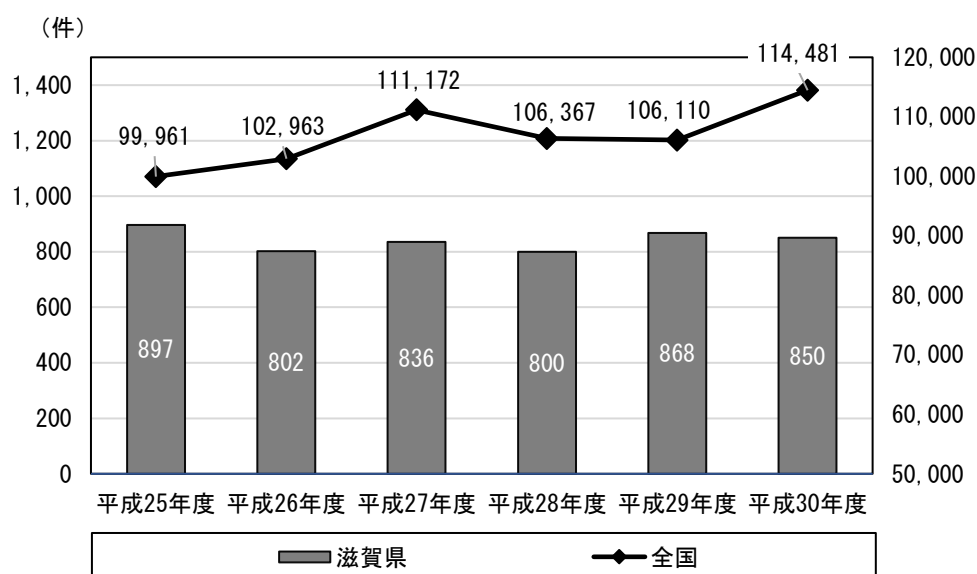
本市のドメスティック・バイオレンス(DV)の相談件数の推移をみると、平成 26(2014)年度をピークに減少傾向となっていますが、平成 30 (2018) 年度は平成 25 (2013) 年度と比較して4件増の 80 件となっています。

【DV相談件数の推移】



資料：子育て応援課提供数値により算出

【DV相談件数の推移（全国・県）】

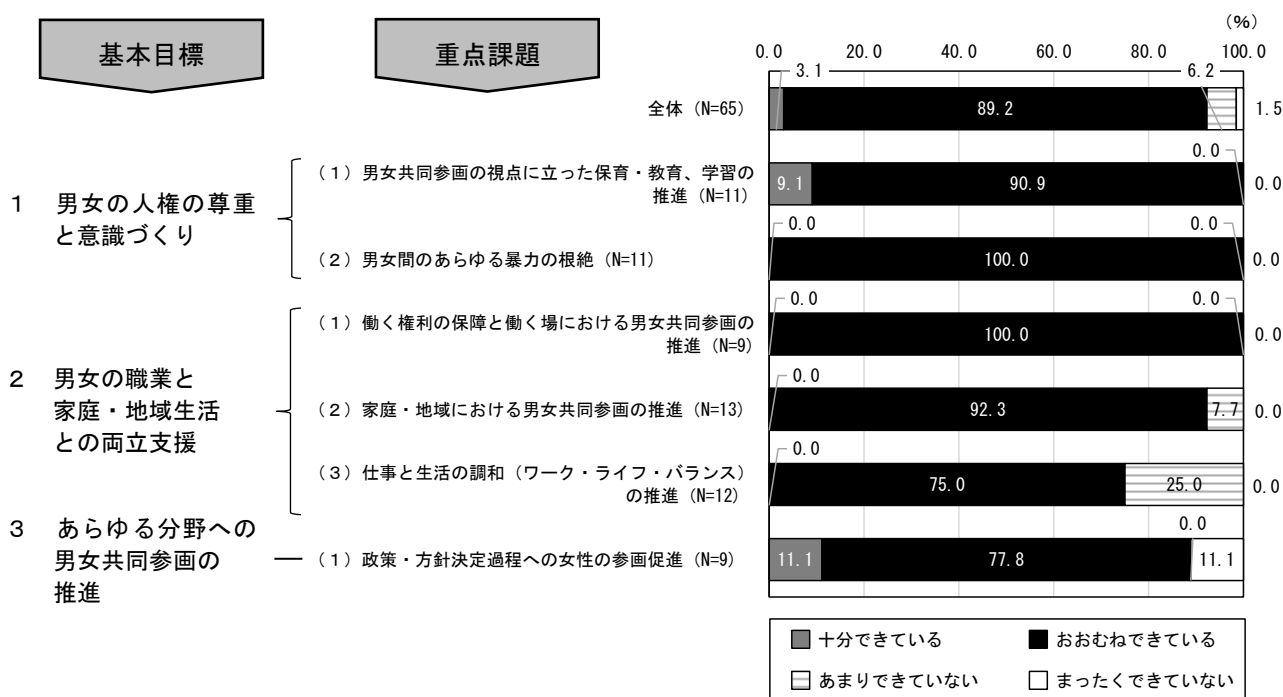


資料：配偶者暴力相談センターへの相談件数

6 前プラン（第5版）における取組みの現状と検証

（１）庁内における取組みの検証

前プラン（第5版）の6つの重点課題について、庁内における事業の進捗状況の検証結果は以下の通りです。



※グラフ中の「N (number of case)」は、施策の評価対象となった各所属課数をさす

「基本目標2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援」の「重点課題（2） 家庭・地域における男女共同参画の推進」と「重点課題（3） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」、及び「基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画の推進」の「重点課題（1） 政策・方針決定過程への女性の参画促進」の3項目において、評価がやや厳しくなっています。

このようなことから、ワークライフバランスの推進と、政策・方針決定過程への女性の参画促進に注力することが求められます。

(2) 前プラン（第5版）における目標値の状況

前プラン（第5版）において、計画期間（平成 28(2016)年度～令和2(2020)年度）に達成すべき数値目標として41項目を設定しています。その現状値は以下の通です。

実績値欄の太字は、目標を達成しているもの

基本 目標	重点 課題	項目	データの出典	単 位	平成 26 年 実績値	平成 31 年 目標値	令和元年 実績値
1 男女の人権の尊重と意識づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った保育・教育、学習の推進	人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	53.8	60	51.9※ ¹
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない市民意識の割合	市民アンケート※ ²	%	55.6	70	55.2※ ³
		男女共同参画について話し合ったり、学習したりしたことがない市民の割合	市民アンケート	%	60.9	45.0	66.4
		市や県主催の男女共同参画セミナーや講演会に参加したことがある人の割合	市民アンケート	%	11.8	15.0	7.0
		栗東市男女共同参画都市宣言の認知率	市民アンケート	%	43.8	60.0	45.5
		小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率（利用学校数／市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	100.0	100.0
		男女共同参画の講演会、セミナー等の参加延べ人数	自治振興課調べ	人	850※ ⁴	380	123
		じんけんセミナー等の平均参加人数	人権政策課調べ	人	230	280	213
		人権啓発リーダー講座、市民のつどい等の参加延べ人数	人権教育課調べ	人	470	520	624
		社会教育事業（男女共同参画に関する）講座・教室の参加延べ人数	生涯学習課調べ	人	48	55	81
		小・中学校での年間指導計画に基づく性に関する指導の実施率（実施学校数／市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	100.0	100.0
		多文化共生イベント参加者数	自治振興課調べ	人	610※ ⁵	500	932
	(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶	DVを経験したことがある女性の割合	市民アンケート	%	10.4	減少	5.3
		セクハラを経験したことがある女性の割合	市民アンケート	%	9.6	減少	5.8

※1 把握できる直近の数値として、実績値においては平成30年のもの

※2 単に「市民アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査をさす

※3 前回、前々回調査と基準を合わせるため、「その他」「不明・無回答」を除いた割合

※4 じんけんセミナー共催分の参加者を含む

※5 栗東ロテリア推進事業分の参加者を含む

基本 目標	重点 課題	項目	データの出典	単 位	平成 26 年 実績値	平成 31 年 目標値	令和元年 実績値
2 男女の職業と家庭・地域生活との両立支援	(1) 働く権利の保護と働く場における男女共同参画の推進	職場の中でみて、どちらの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	19.2	35	21.8
		栗東市における女性（25～44 歳）の就業率	国勢調査	%	57.9	73	62.3※6
		管理的職業従事者に占める女性の割合	事業所アンケート※7	%	6	18	12
		ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合	事業所アンケート	%	50	60	87.2
		女性における新規創業の実現件数	商工観光労政課調べ	件	—	6	8※8
		女性における新規創業の相談件数	商工観光労政課調べ	件	—	12	16
	(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進	地域で実施している男女共同参画事業に参加したことがある人の割合	市民アンケート	%	14.6	20.0	10.8
		家庭生活の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	32.1	38	36.9
		地域生活の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	34.9	40	36.4
		障がい者団体事業、県主催スポーツ大会への参加延べ人数	障がい福祉課調べ	人	658	720	772
		地区別懇談会への参加延べ人数	人権教育課調べ	人	2,823	3,000	2,822
	(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	生活の中における優先度で希望と現実が異なっている人の割合	市民アンケート	%	57.0	36	45.8
		介護を支援する制度がある事業所の割合	事業所アンケート	%	79.0	90	75.5
		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について言葉も内容も知っている事業所の割合	事業所アンケート	%	45.9	60	94.7※9
		男性の育児休業の取得状況	事業所アンケート	%	1.2	5	3.8
		父母ともに子育てを主体的に行っている市民の割合（就学前児童）	子ども・子育て支援ニーズ調査	%	43.7	50	42.6※10
		地域子育て支援拠点か所数	子育て応援課調べ	か所	3	6	4
		保育園の待機児童数	幼児課調べ	人	1	0	60※11
		延長保育している保育所数	幼児課調べ	園	6	9	12
		法人保育園数（移管件数を含む）	幼児課調べ	園	6	9	14
		介護保険等の出前トークの参加延べ人数	長寿福祉課調べ	人	507	1,500	482

※6 把握できる直近の数値として、実績値においては平成 27 年のもの

※7 単に「事業所アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査をさす

※8 創業支援等事業計画による支援実績創業者のうち、女性の人数

※9 ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関連した取組みを実施している事業所の割合

※10 把握できる直近の数値として、実績値においては平成 30 年のもの

※11 4 月 1 日時点

基本 目標	重点 課題	項目	データの出典	単 位	平成 26 年 実績値	平成 31 年 目標値	令和元年 実績値
3 男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への 女性の参画促進	社会全体でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	13.3	18	11.9
		審議会等における女性委員の割合	自治振興課調べ	%	31.1	40.0	34.4
		女性委員が3割以上、7割以下の審議会等の割合	自治振興課調べ	%	51.7	70.0	44.8
		自治会長における女性の割合	自治振興課調べ	%	16.3	30.0	12.1
		農業組合長の女性就任者数	農林課調べ	人	0	4	0
		市男性職員の育児休業取得数（5年間延べ人数）	総務課調べ	人	0	5	1

《検証》

- 全 41 項目のうち、目標値を達成した項目数は 34.1%にあたる 14 項目となっています。中には「多文化共生イベント参加者数」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について言葉も内容も知っている事業所の割合」などのように、目標値を大きく上回っている項目もみられます。
- 目標未達の 27 項目のうち、「保育園の待機児童数」や「農業組合長の女性就任者数」などは、特に目標値と実績値の格差が大きくなっています。
- 令和元年度の実績値（または直近の実績値）が平成 26 年度実績値より後退している項目は、全体の 36.6%にあたる 15 項目となっています。

7 市民アンケートにみる現状と課題

本プランの策定にあたり実施した「栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査」(令和元(2019)年12月に実施。対象：市内在住の20歳以上の男女各1,000名)の結果から、特徴的なものを抜粋します。

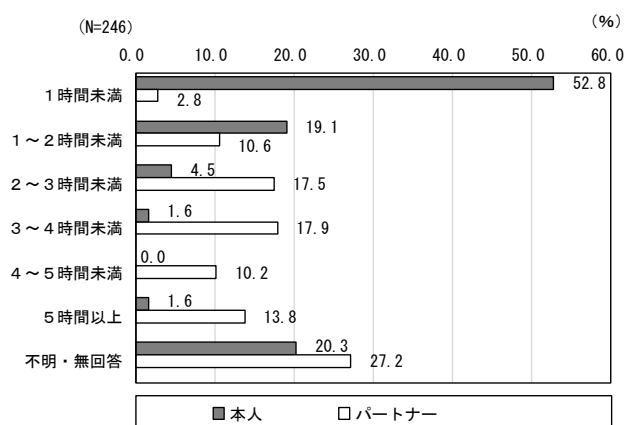
(1) 家事・子育て・家族の介護にかかる時間

家事・子育て・家族の介護にかかる時間に、男女間で大きな開きがみられます。

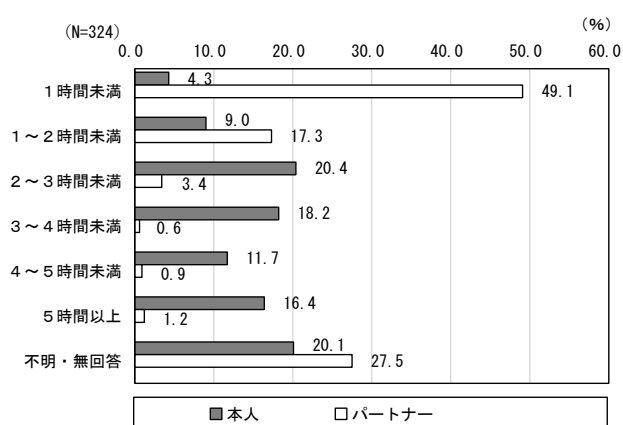
男性では、本人が家事にかかる時間は「1時間未満」が52.8%なのに対し、パートナー(配偶者等)が家事にかかる時間は「3～4時間未満」が17.9%、「2～3時間未満」が17.5%などと、男女間で大きな開きがあります。

これと同様に子育てにかかる時間でも、女性に負担が偏っている様子がうかがえます。

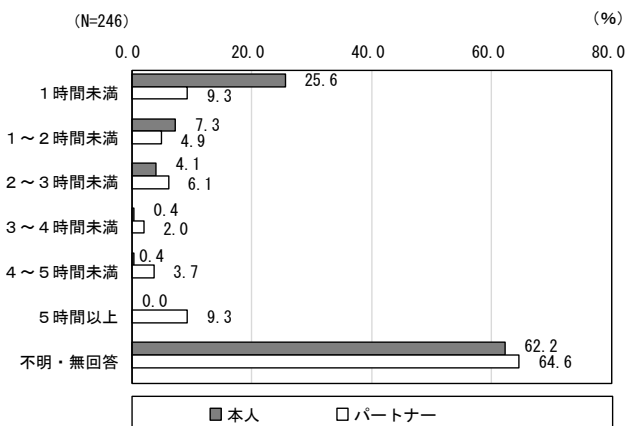
【家事にかかる時間／男性】



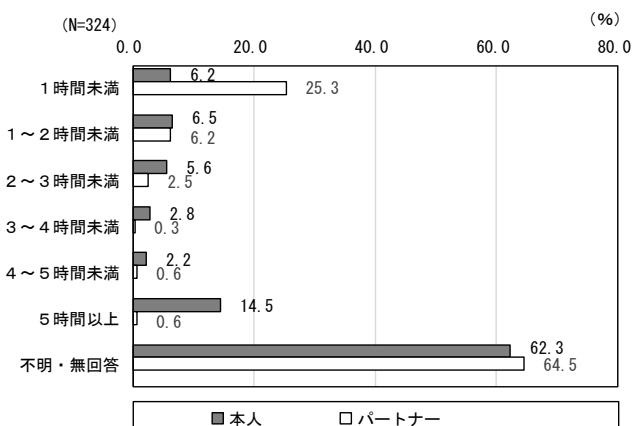
【家事にかかる時間／女性】



【子育てにかかる時間／男性】

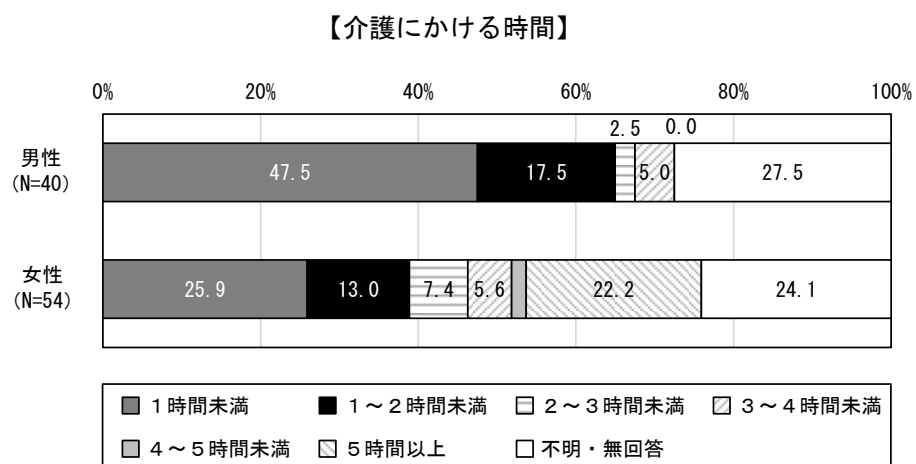


【子育てにかかる時間／女性】



介護にかかる時間も同様に、男女間で大きな開きがみられます。

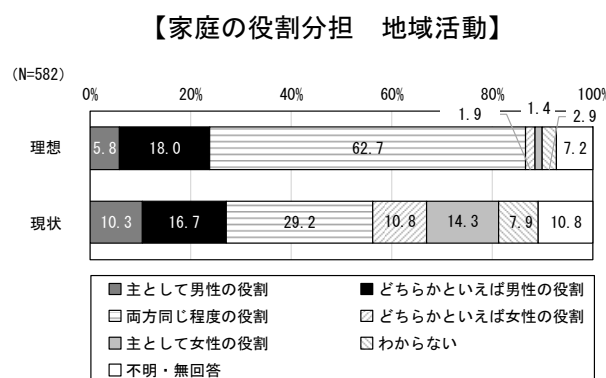
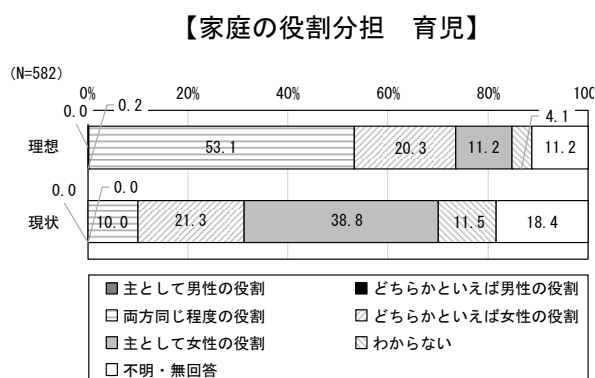
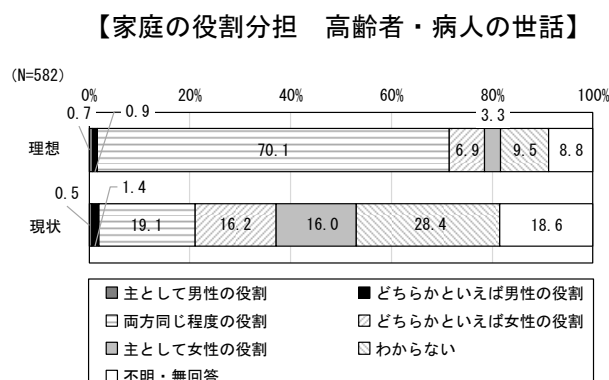
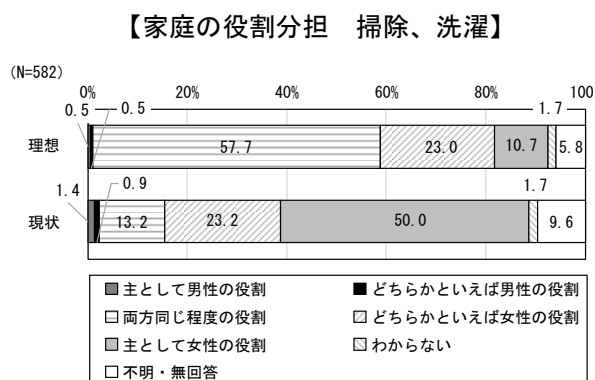
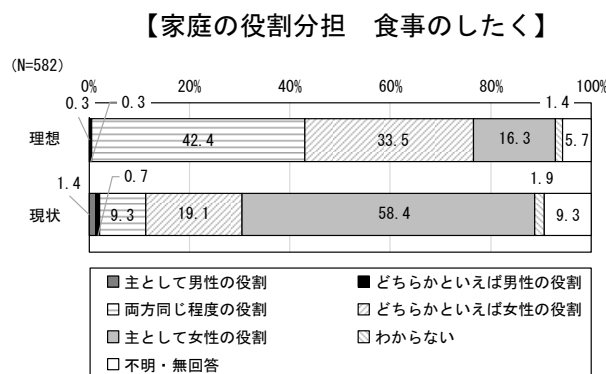
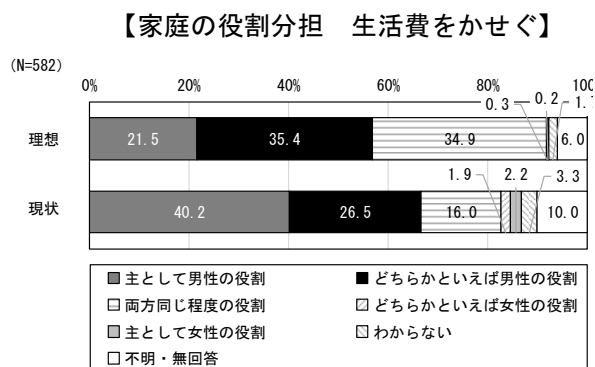
男性では、家事にかかる時間は「1 時間未満」が 47.5%なのに対し、女性が介護にかかる時間は「1 時間未満」が 25.9%と男性の半分近くとなっている半面、「5 時間以上」が男性の 5.0%に対し 22.2%と、男性の 4 倍近くとなっています。



（２）家庭の仕事の役割分担について、理想と現状の格差

家庭の仕事（全 10 項目）の役割分担について、理想では男女とも「両方同じ程度の役割」という回答が多くみられますが、現状では「生活費をかせぐ」で男性に、その他の項目では女性に負担が偏っている様子がうかがえます。

ただし「地域活動」においては、現状でも「両方同じ程度の役割」という回答が多くなっています。



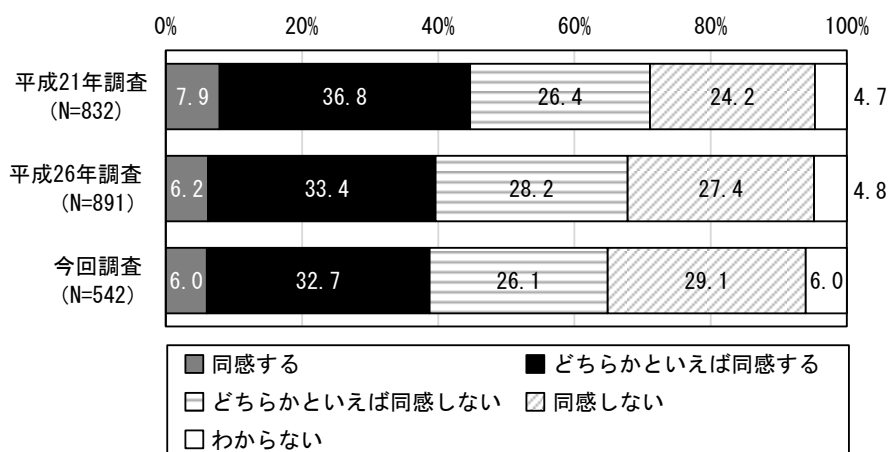
※全 10 項目のうち、一部を掲載

(3) 解消されつつあるものの、性別で格差がある役割分担意識への共感度

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対し、「同感する」または「どちらかといえば同感する」と回答した人の割合は、いずれも前々回調査（平成21年）、前回調査（平成26年）と比較して減少傾向にあり、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されつつある様子がうかがえます。

今回調査の結果を性別でみると、男性では肯定的意見（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）が41.8%、否定的意見（「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」の合計）が43.9%、女性では肯定的意見が31.2%、否定的意見が58.6%と、男性では肯定・否定が拮抗しています。

【男女の役割分担意識への共感度 経年比較】



【今回調査 男性 (N=246)】

	(%)	
同意する	8.5	肯定的意見 41.8%
どちらかといえば同意する	33.3	
どちらかといえば同意しない	19.1	否定的意見 43.9%
同意しない	24.8	
わからない	6.5	
その他	4.5	
不明・無回答	3.3	

【今回調査 女性 (N=324)】

	(%)	
同意する	3.1	肯定的意見 31.2%
どちらかといえば同意する	28.1	
どちらかといえば同意しない	29.6	否定的意見 58.6%
同意しない	29.0	
わからない	5.2	
その他	1.5	
不明・無回答	3.4	

(4) 子育てにおける男女間の意識の格差

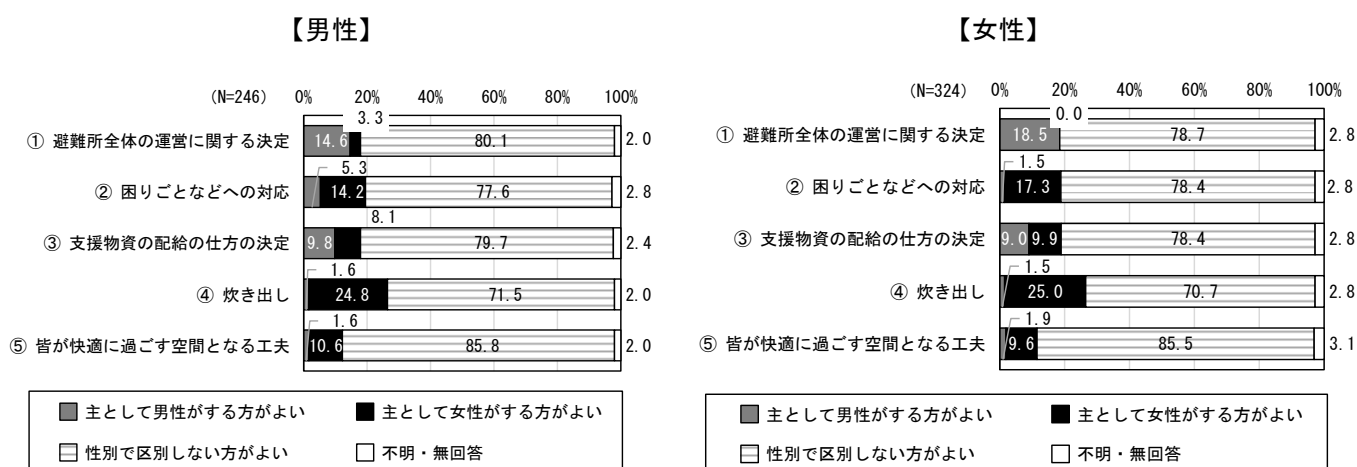
「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく」という子どもの育て方に対し、男性では肯定的意見が52.0%、否定的意見が32.9%、女性では肯定的意見が38.9%、否定的意見が47.6%と、男女で肯定・否定が逆転しています。

【男性 (N=246)】			【女性 (N=324)】		
	(%)			(%)	
同感する	14.2	肯定的意見 52.0%	同感する	7.1	肯定的意見 38.9%
どちらかといえば同感する	37.8		どちらかといえば同感する	31.8	
どちらかといえば同感しない	13.8	否定的意見 32.9%	どちらかといえば同感しない	26.9	否定的意見 47.6%
同感しない	19.1		同感しない	20.7	
わからない	9.3		わからない	9.0	
その他	2.4		その他	0.9	
不明・無回答	3.3		不明・無回答	3.7	

(5) 災害時の避難所運営について、一部でうかがえる男女の役割分担意識

災害時の避難所運営について、全5項目のうちほとんどの項目で、男女とも「性別で区別しない方がよい」が8割前後となっています。ただし「①避難所全体の運営に関する決定」では「主として男性がする方がよい」が男性で14.6%、女性で18.5%と他の項目より高く、「重要事項を決定するのは男性」という考えが男女に関わらず根強い様子がうかがえます。

また、「④炊き出し」については、男女とも「主として女性がする方がよい」が2割を超えています。



（６）ワーク・ライフ・バランスは「ある程度できている」が多数派

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、男女とも「ある程度できている」が最も多くなっています。ただし、男性の40歳代では「実現できている部分が少ない」が37.2%と最も多くなっています。

また、女性の20歳代、30歳代、60歳代では「実現できていない」が男性より多くなっています。

【男性】

(%)

	実現できている	ある程度実現できている	実現できている部分が少ない	実現できていない	わからない	その他	不明・無回答
全体 (N=246)	6.5	41.1	23.2	13.4	8.9	0.4	6.5
20～29歳 (N=17)	0.0	41.2	35.3	0.0	23.5	0.0	0.0
30～39歳 (N=31)	3.2	58.1	29.0	3.2	3.2	0.0	3.2
40～49歳 (N=43)	4.7	23.3	37.2	25.6	7.0	0.0	2.3
50～59歳 (N=45)	11.1	33.3	26.7	15.6	11.1	0.0	2.2
60～69歳 (N=52)	5.8	53.8	17.3	7.7	5.8	0.0	9.6
70歳以上 (N=58)	8.6	39.7	8.6	17.2	10.3	1.7	13.8

【女性】

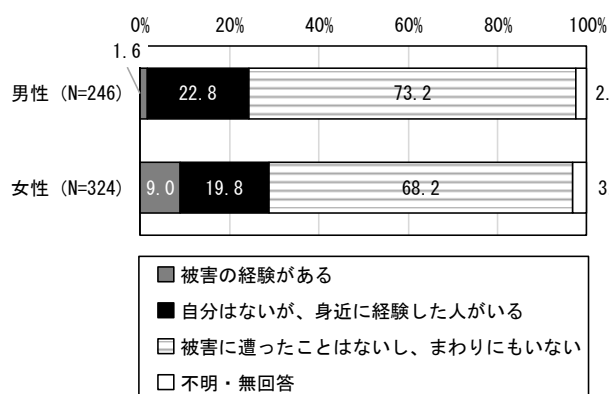
(%)

	実現できている	ある程度実現できている	実現できている部分が少ない	実現できていない	わからない	その他	不明・無回答
全体 (N=324)	8.6	46.0	13.9	14.2	10.2	1.9	5.2
20～29歳 (N=26)	7.7	38.5	15.4	19.2	19.2	0.0	0.0
30～39歳 (N=49)	8.2	40.8	14.3	24.5	12.2	0.0	0.0
40～49歳 (N=65)	7.7	61.5	13.8	7.7	7.7	0.0	1.5
50～59歳 (N=59)	11.9	47.5	15.3	11.9	10.2	0.0	3.4
60～69歳 (N=51)	5.9	43.1	21.6	15.7	2.0	5.9	5.9
70歳以上 (N=73)	8.2	39.7	6.8	12.3	13.7	4.1	15.1

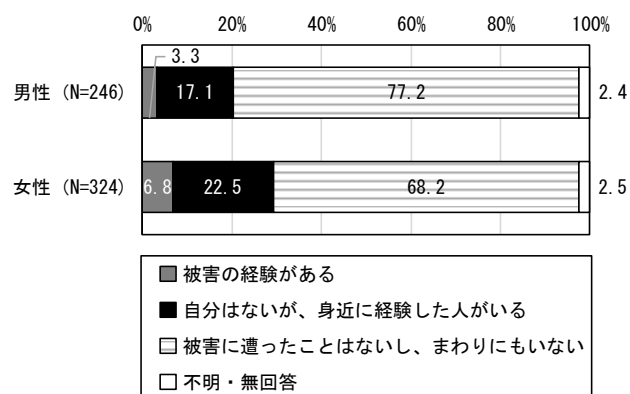
(7) 男女とも存在するセクハラ、DV、ストーカーの被害者

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカーについて、「被害の経験がある」が男女とも1割に満たないものの存在します。また、「身近に経験した人がいる」は男女ともにセクハラとDVで約2割、ストーカーで約1割存在しています。

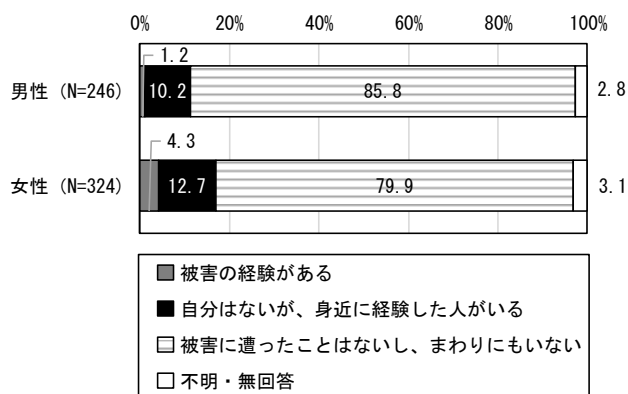
【セクシュアル・ハラスメント】



【ドメスティック・バイオレンス】



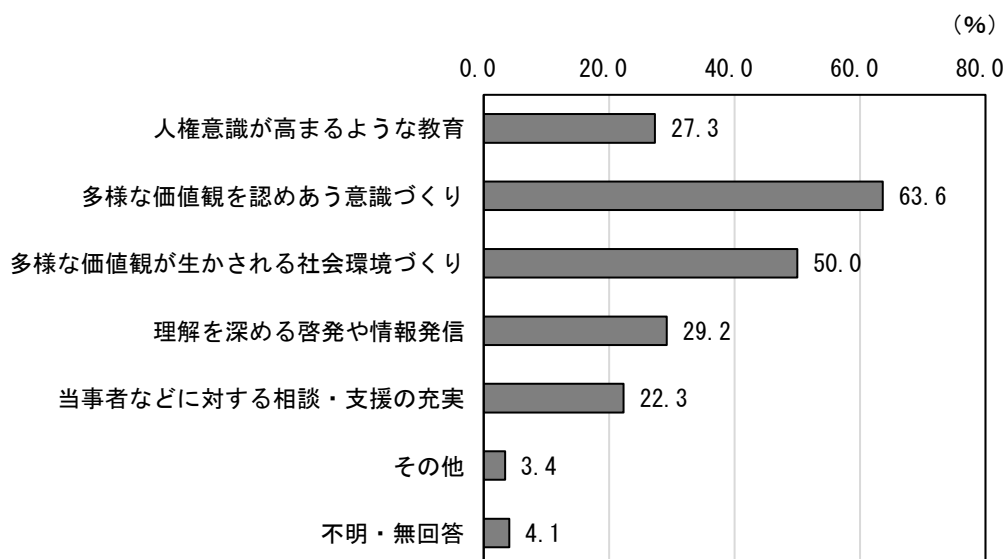
【ストーカー】



(8) L G B Tなどの人が住みやすい社会にするために最も重要なのは、 多様な価値観を認める意識づくり

L G B Tなどの人が住みやすい社会にするために必要だと思うことについて、「多様な価値観を認めあう意識づくり」が63.6%と最も多く、次いで「多様な価値観が生かされる社会環境づくり」が50.0%、「理解を深める啓発や情報発信」が29.2%となっています。

【L G B Tなどの人が住みやすい社会にするために必要だと思うこと】

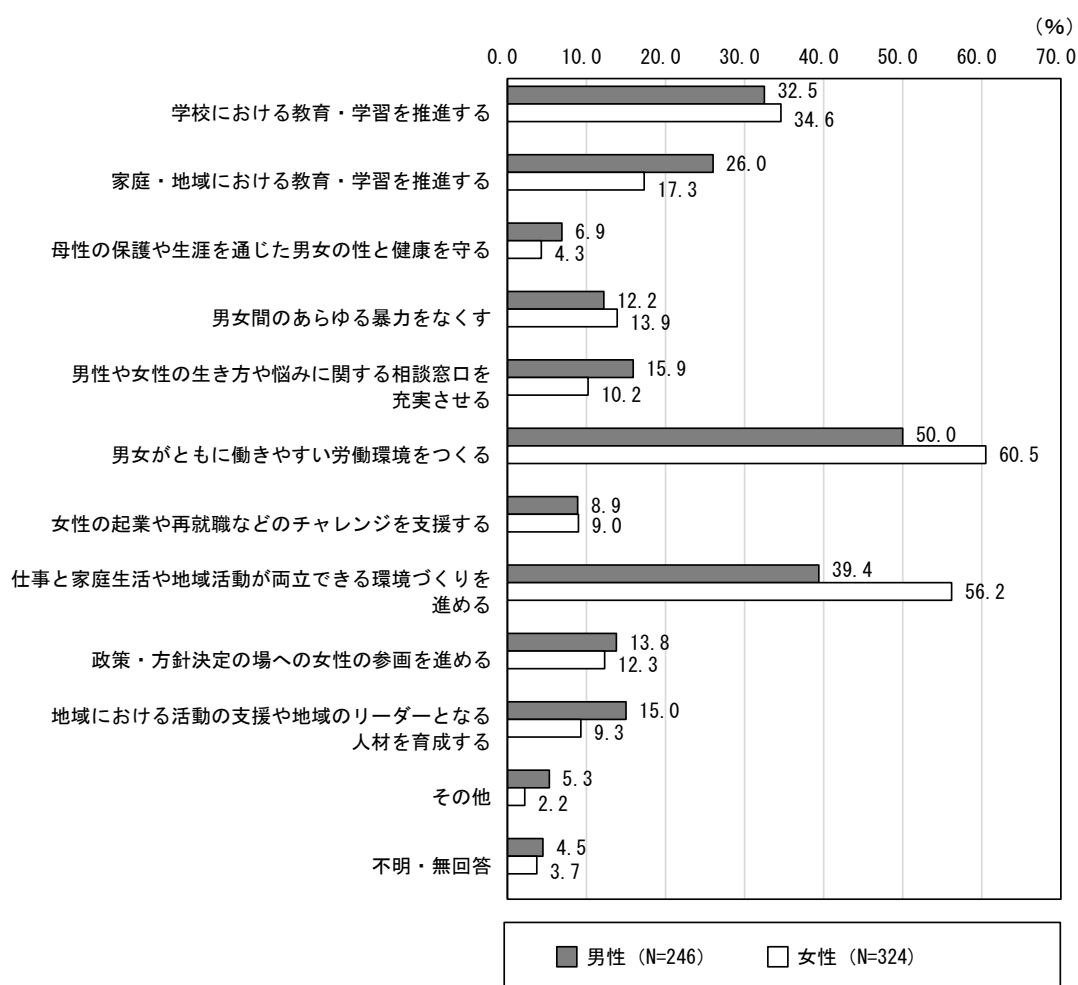


(9) 市が最も注力すべきは、ワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画社会の実現のために栗東市が注力すべきこととしては、男女とも「男女がともに働きやすい労働環境をつくること」が最も多く、「仕事と家庭生活や地域活動が両立できる環境づくりを進める」、「学校における教育・学習を推進する」がそれに続いています。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたいっそうの取組みが重要であると考えられます。

【ワーク・ライフ・バランス推進のために市が注力すべきこと】



《まとめ》

市民アンケートから課題としてみえてくることとして、子育て・介護・家事について、女性に負担が多い結果となっていることがあげられます。

従って女性活躍の観点から、男性の子育て・介護・家事の参画について、家庭・地域で気運を醸成することが求められます。また、新型コロナウイルス感染症予防対策によるテレワークの実施など、社会情勢の変化に伴う各職域の職場環境を見直し、ワーク・ライフ・バランスを創出する機運を高める必要があります。

8 事業所アンケートにみる現状と課題

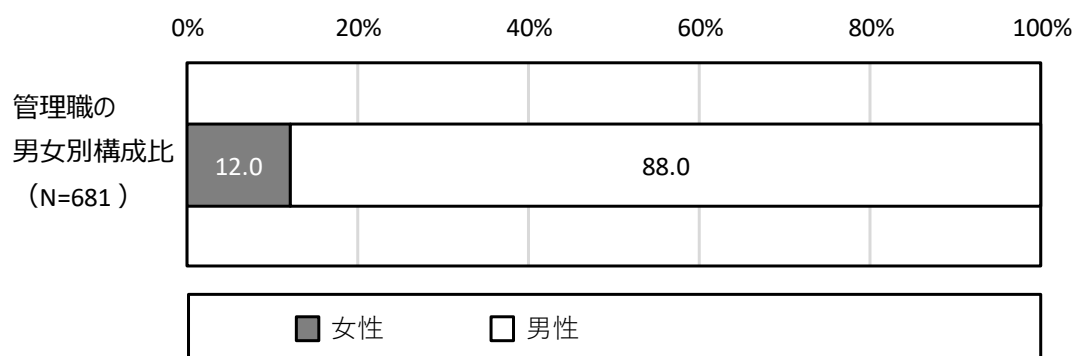
本プランの策定にあたり実施した「栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査」（令和元(2019)年10月に実施。対象：市内の事業所のうち、事業所内公正採用選考・人権啓発担当者設置事業所で、令和元年度において企業訪問を行う従業員10人以上の事業所271社）の結果から、特徴的なものを抜粋します。

（１）管理職に占める女性の割合は１割強

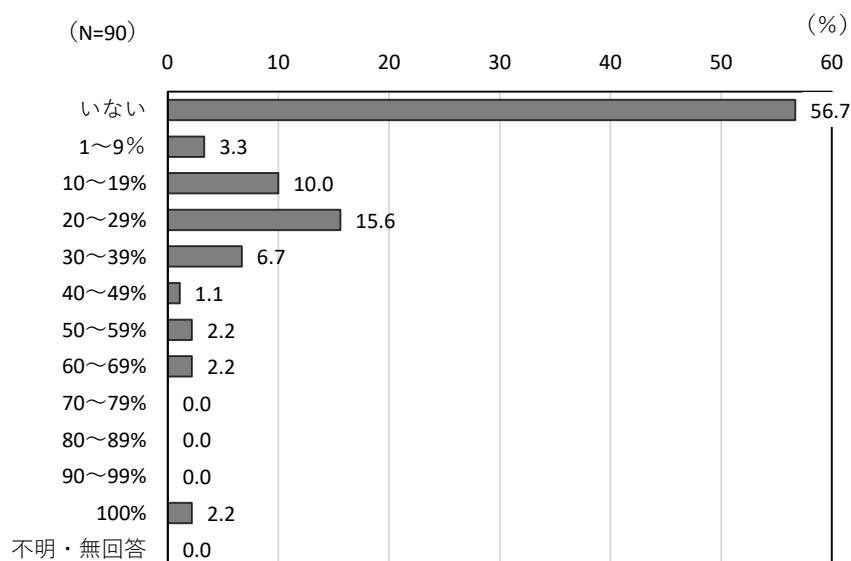
回答があった90事業所計での管理職の男女別構成比をみると、管理職を占める割合は、「男性」が88.0%と大半を占め、「女性」は12.0%と低くなっています。

なお、女性管理職が「いない」と答えた事業所は56.7%と、6割近くとなっています。

【管理職の男女別構成比（90事業所計）】



【女性管理職の割合による90事業所の分布】

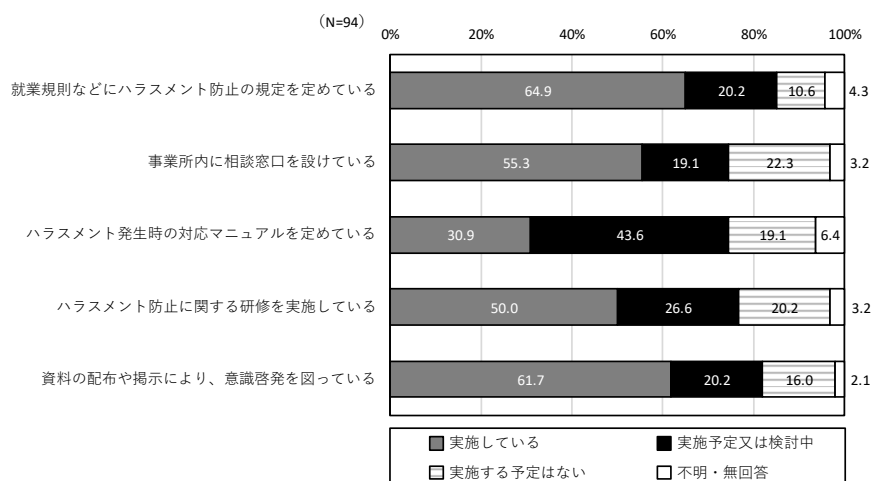


（２）未実施もみられるセクハラ、パワハラ防止対策

セクハラについて、「就業規則などにハラスメント防止の規定を定めている」と「資料の配布や掲示により、意識啓発を図っている」で、「実施している」が６割を上回っています。

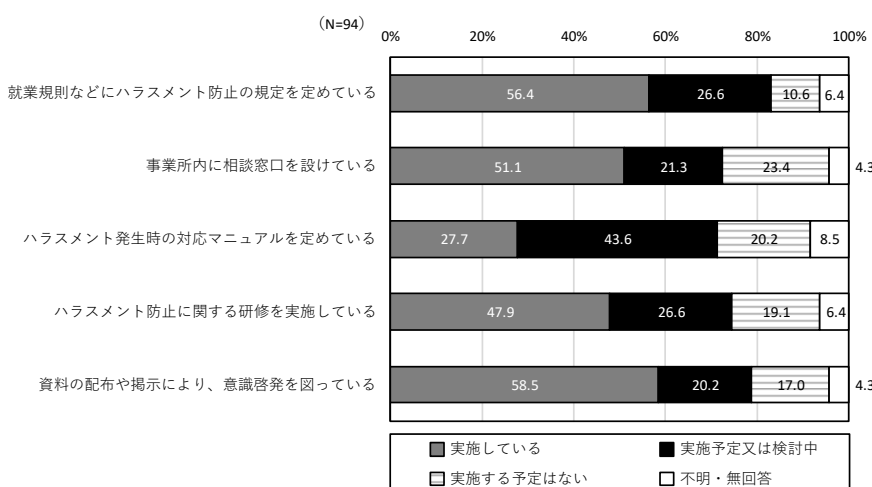
「事業所内に相談窓口を設けている」と「ハラスメント防止に関する研修を実施している」で、「実施している」が５割台となっています。

なお、「ハラスメント発生時の対応マニュアルを定めている」で、現段階で実施していない



パワハラについて、「就業規則などにハラスメント防止の規定を定めている」「事業所内に相談窓口を設けている」と「資料の配布や掲示により、意識啓発を図っている」で、「実施している」が５割を上回っています。セクハラの防止対策に比べると、「実施している」が全体的に少なくなっています。

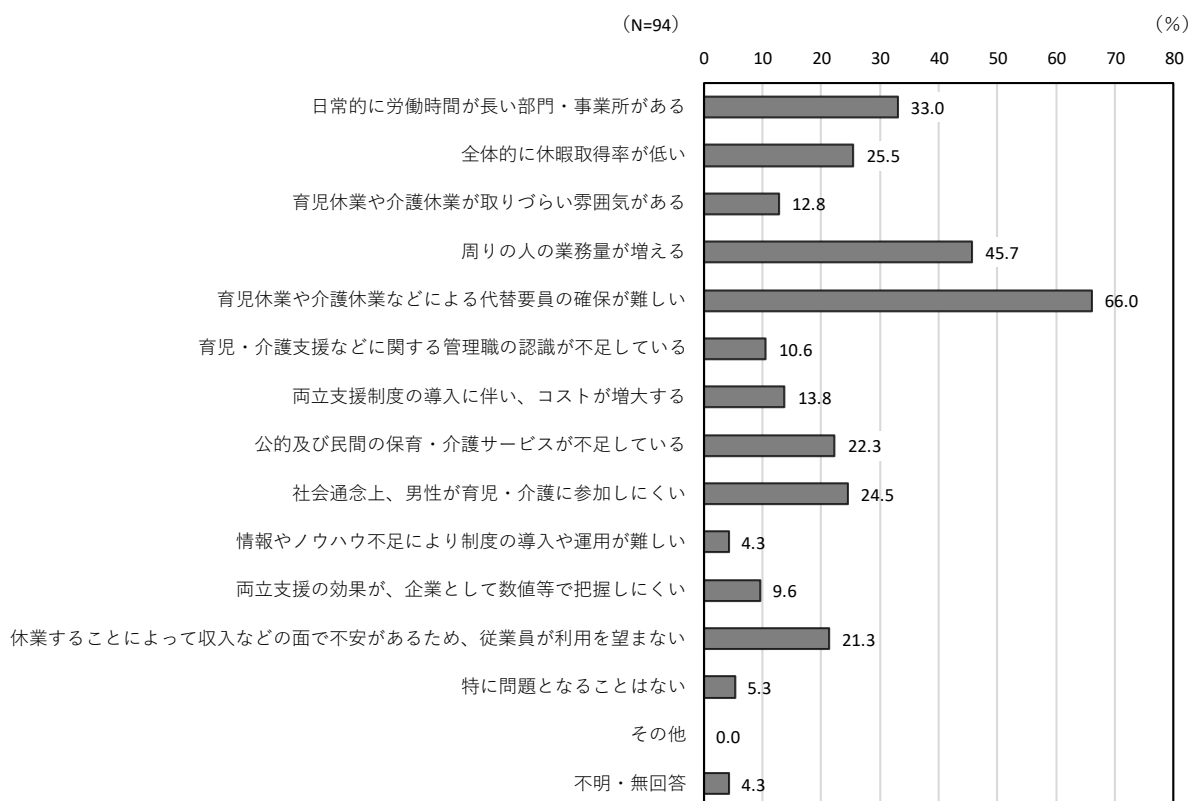
なお、「ハラスメント発生時の対応マニュアルを定めている」で、現段階で実施していない割合は 63.8%となっています。【パワハラ防止の取り組み内容】



(3) 人的な課題が多い、両立支援制度の利用促進

仕事と育児や介護との両立支援制度の利用を促進しようとする場合の課題については、「育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい」が66.0%と最も多く、次いで「周りの人の業務量が増える」が45.7%、「日常的に労働時間が長い部門・事業所がある」が33.0%となっています。

【仕事と育児や介護との両立支援制度の利用促進に関する課題】



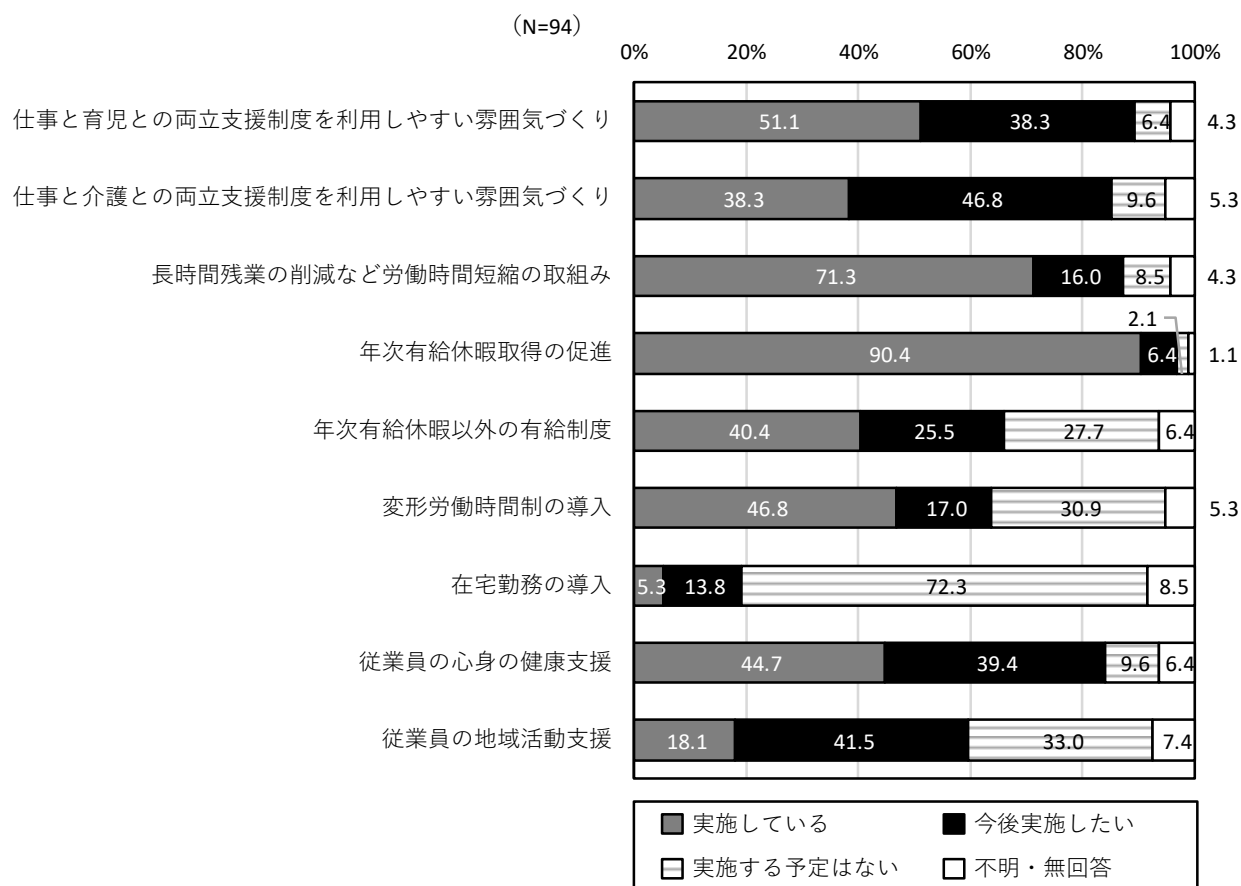
（４）実施状況にばらつきがみられる働き方改革の取組み

「ワーク・ライフ・バランス」の実現や「働き方改革」に関連して実施している取組みについては、「年次有給休暇取得の促進」で、「実施している」が9割を上回っています。

「長時間残業の削減など労働時間短縮の取組み」で、「実施している」が7割を上回っています。

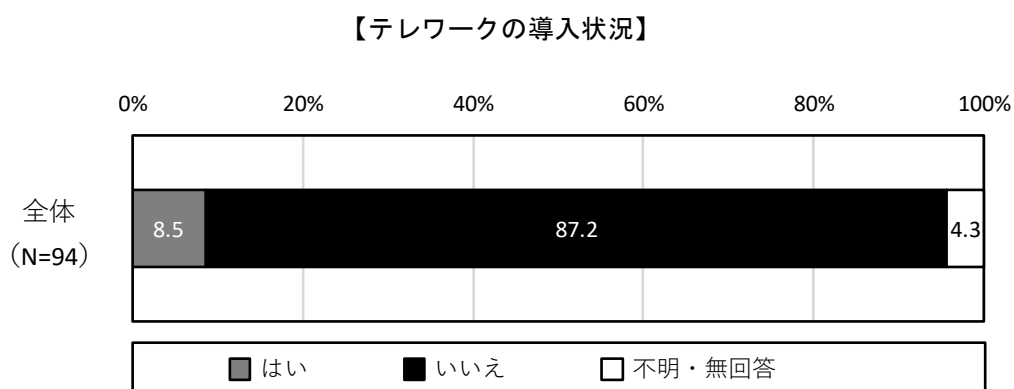
「仕事と育児との両立支援制度を利用しやすい雰囲気づくり」で、「実施している」が5割を上回っています。

【ワーク・ライフ・バランス、働き方改革に関する取組みの実施状況】



（５）１割に満たないテレワークの導入状況

在宅勤務などのテレワーク（情報通信技術を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方）の導入については、「はい」（導入している）が8.5%、「いいえ」（導入していない）が87.2%となっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2（2020）年4月に、全国で緊急事態宣言が出され、事業所の営業自粛や縮小が求められ、自宅でも仕事ができるようにテレワークを導入した事業所が増えたと考えられます。この変化を機に、テレワークなどの柔軟な働き方を推進していく必要があります。



《まとめ》

事業所アンケートから課題としてみえてくることとして、女性管理職の割合が2割に満たないことや、ハラスメント防止の取組みに未実施の部分が多いこと、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みが十分ではないことなどがあげられます。

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

前プラン（第5版）においては、「女（ひと）と男（ひと）がともに歩み、ともに輝く社会」を基本理念として定め、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、市民アンケートの結果にあるように、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることから、性別にかかわらず、あらゆる場面で個人が望む選択が容易にできない現状があります。また、「性別などがわからない状態とわかる状態では、採用の男女比に差がでる」といった例で見られるアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）の存在も、性別にかかわらず、あらゆる場面で自己実現することを阻害している可能性があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響について国連は、「この危機が及ぼす悪影響は、社会的システム等における女性・女児の脆弱性を浮き彫りにし、既存の不平等を強める結果になる」と指摘しました。このような非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化しないよう、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含めることが重要となります。

そのため、市町村男女共同参画計画をはじめとする3つの計画として位置付けられている本プランでは、性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに対する意識改革と個々の特性や多様性の理解を進め、一人ひとりが自らの意思に基づき、性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮される公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な男女共同参画社会が実現できるよう取組みを進めます。

そこで、本プランでは、「すべての人があらゆる場で自己実現できる社会」を基本理念として掲げ、計画期間において目指す姿とします。

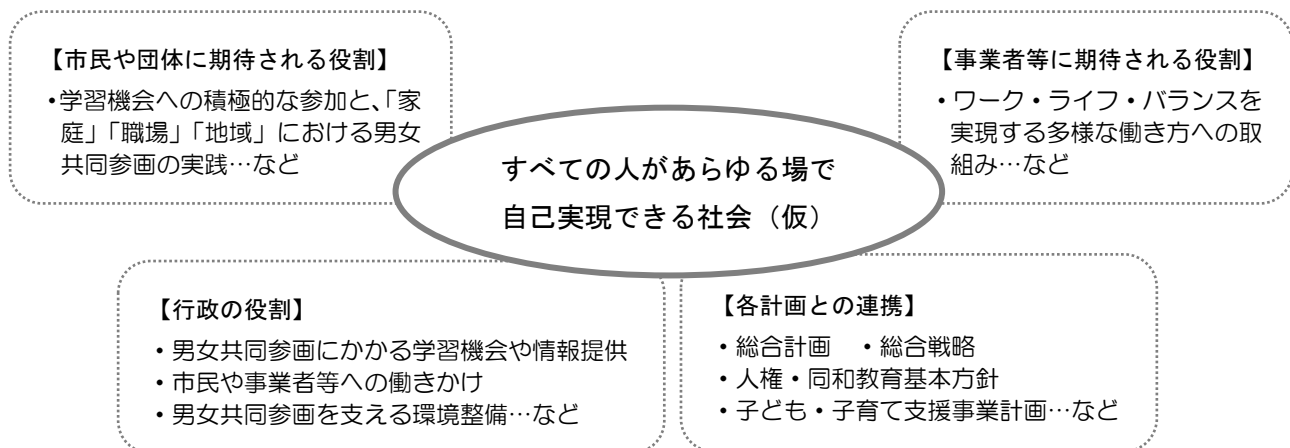
本プランの基本理念

（仮）

すべての人があらゆる場で自己実現できる社会

2 基本理念達成に向けた計画のあり方

基本理念である「すべての人があらゆる場で自己実現できる社会」の実現のために、上位計画である「第六次栗東市総合計画」をはじめとする他の関連する計画との整合性を図り、市民や事業者などの各主体が一体となって本プランを推進していきます。



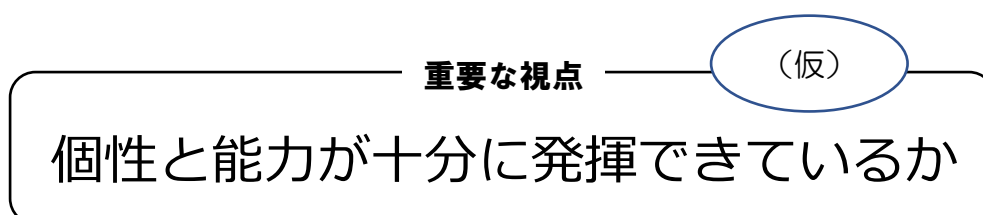
3 全体を通じた重要な視点

基本理念をもとに具体的な施策を展開するにあたり、常に意識すべき重要な視点を「個性と能力が十分に発揮できているか」とします。

すべての人があらゆる場で自己実現するためには、性別にかかわらず個性と能力に応じて役割を果たすことが望めます。しかしながら、家庭・地域・働く場など多くの場面において、個人の能力が十分に発揮できていない現状があります。また、固定概念や多数派から外れたものを排除するのではなく個性として新たな視点で捉え、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に左右されることなく個性と能力が十分に発揮できる機運の醸成が必要です。

例えば個人が個性と能力に応じて役割を担うことにより、企業においては多様な視点を生かした新たな分野の参入に繋がる可能性もあります。また、家庭においては、パートナーのどちらか一方だけが、生活費を稼ぐ、家事・育児をするなどの偏りから解放され、ワーク・ライフ・バランスと自己実現に近づくことも考えられます。

アンコンシャス・バイアスにかかわらず、あらゆる場面で個性と能力が十分に発揮できることは、すべての人にとって大切な取り組みです。



4 基本目標と重点課題

基本理念のもと、以下の基本目標と重点課題を定め、具体的な施策を展開します。

基本目標 1 あらゆる人権の尊重と意識づくり

(1) 男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消

- 人権の尊重や男女共同参画に関する意識は、幼児期から育むことが重要です。このため、学校教育等を通じて男女共同参画を含む人権意識の醸成に努めます。
- 市民アンケートの結果などから年代によって男女共同参画に関する意識の違いがみられることから、生涯を通じた男女共同参画の意識づくりに努めます。
- アンコンシャス・バイアスは、男性の生きづらさにも影響していることがあります。「男だからこうしなければならない」と縛られてきたことに気づき、男性にとっても男女共同参画が必要な取り組みであるとの理解が促進されるよう、啓発を行います。

(2) 多様性についての理解促進

- 男女共同参画を含む人権意識の向上のためには、多様な価値観や個性を尊重し合い認め合う機運の醸成が重要です。このため、あらゆる場面を通じて価値観の多様性についての理解促進に努めます。
- LGBT※などの性の多様性が尊重されるよう、市民の理解促進に努めます。
- 本市において増加傾向にある外国人住民の文化などについて、市民の理解が深まるよう努めます。

(3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進

- 行政の刊行物等における固定的な性別役割分担意識をイメージする表現の点検や是正を行うとともに、事業所や地域の発行物についても人権感覚を持って気づき、適切な助言を行います。

※LGBT: Lesbian (女性同性愛者)、Gay (男性同性愛者)、Bisexual (両性愛者)、Transgender (身体の性と心の性が一致しない人) の頭文字を組み合わせた言葉で、性的少数者 (セクシャルマイノリティ) を表す言葉の一つとして使われる。

基本目標 2 多様な暮らし方・働き方の実現

(1) 働く場における男女共同参画の推進

- 非正規雇用で働く人の多さや、女性が働きながら子育てをすることの困難さなど、社会における女性の活躍推進を阻害する要因は依然として存在しています。このため、女性が能力や個性に応じて社会で活躍できるよう、事業所などへの啓発を進めます。

- 男性もまた、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に縛られて長時間労働を強いられたり、自由なキャリアの選択が阻害されたりと、職場で不利益を被っている現状がみられます。このため、働く場での男女共同参画を推進することにより、男性が自らの指向や価値観、個性、家庭事情などに応じた柔軟な働き方ができるよう、事業者への働きかけなどの取組みに努めます。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- 家庭、職場、地域活動などで男女共同参画を実現するためには、性別を問わず誰もが時間や労力の適切なバランスをもって、それらに従事できる環境づくりが重要となります。このため、ワーク・ライフ・バランスの推進について事業者と働く人、双方に啓発を行うとともに、社会全体で子育てや介護を支援する体制の充実に努めます。
- 本市においては、女性の労働力率の M 字カーブの谷底が全国や県に比して深いという現状があります。その要因の一つと考えられる待機児童の解消に努め、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- 市民アンケートの結果をみると、家事全般について、女性に負担が偏っている現状がうかがえます。このため、男性が家事や育児、介護等に積極的に参画できるよう、意識の啓発とともに、育児等に関する知識や情報を男性向けに発信するなどの取組みに努めます。

(3) 多様な働き方の普及と女性の就労支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワーク等の多様な働き方が急速に普及しました。このような変化を転機に多様で働きやすい職場環境の取組みを推進するとともに、女性の就業や起業、再就職などの支援に努めます。

基本目標 3 参画と協働による地域づくり

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

- 地域活動においては、男性だけでなく、女性や障がい者など、多様な視点を持った人が集まり、方針を決定することが必要です。特に防災分野については、過去の震災において、避難所等で性に対する配慮がなされておらず、不自由や不便を感じたという事態が明らかとなっています。本市においても男女共同参画の視点による防災体制の点検・見直しを行い、誰もが安心して過ごせる地域社会づくりに努めます。
- 地域活動において、性別ではなく個性に応じて役割を担う取組みを推進し、男女共同参画の機運の醸成に努めます。

(2) あらゆる分野における男女共同参画の推進

- 性別に偏らない将来の選択を可能とするキャリア教育や、女性が特に少ない分野などの男女共同参画を推進します。

基本目標 4 安全安心な暮らしの実現

(1) あらゆる暴力の根絶

- 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）が、新型コロナウイルス感染症による危機下において、世界的に急増しました。DVは潜在化しやすく、被害者が誰にも相談しにくい状況もみられることから、啓発等を通じてDVの根絶を目指すとともに、被害者・加害者双方に対する相談・支援体制の充実に努めます。

(2) 困難を抱える人々への支援

- ひとり親が自分らしいと思える生活が実現できるよう、実情に応じた自立の支援を行います。また、高齢者や障がい者、外国人住民等が地域で安心して自立した生活ができるよう相談体制の充実や情報提供などの支援を行います。

(3) 生涯を通じた健康づくり

- すべての人が互いに性の尊重について理解を深め、健康に関する自己管理の認識を高められるよう啓発を行います。また、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう相談支援を行います。学校教育においては、年代に応じた性教育を適切に推進します

基本目標 5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 前プラン（第5版）における数値目標の検証結果や市民アンケートの結果などをみると、行政をはじめ様々な場面で重要な方針などを決定する場での男女共同参画は計画通りに進展していない様子がうかがえます。このため、市の各種審議会や委員会、さらに庁内において、政策・方針等を決定する場への女性の参画を、目標値を定めて促進します。

(2) あらゆる施策への男女共同参画視点の反映

- 女性の意見が反映されにくい状況にある防災分野において、政策や方針決定過程の女性の参画拡大を目指します。
- 男女共同参画は、市政のあらゆる分野に関係することから、あらゆる施策や事業を男女の格差が生じていないかなど男女共同参画の視点を持って取り組むよう推進します。

5 施策体系

本プランでは前プラン（第5版）の施策を継承しつつ、既存施策の見直しや新規施策の追加などを行い、以下の施策体系で具体的な取組を推進します。

[☆：女性労働力率のM字カーブ改善への取組み ★：待機児童解消への取組み◎：総合戦略の重点的な取組み]

基本目標	重点課題	施策の方向
1 人権の尊重と意識の醸成	(1) 男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消	① 保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、学習の推進 ② 家庭、地域社会における教育、学習の推進 ③ 男性にとっての男女共同参画の推進
	(2) 多様性についての理解促進	① 性の多様性を理解するための教育・学習の推進 ② 個性の尊重に対する理解促進
	(3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進	① メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進
2 多様な働き方の実現	(1) 働く場における男女共同参画の推進 ☆◎	① 誰もが対等に働く機会の提供 ② 働く場における女性の活躍推進
	(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ☆★◎	① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ② 家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進 ③ 責任を分かち合う家事・育児・介護の推進
	(3) 多様な働き方の普及と女性の就労支援 ☆◎	① 働きやすい職場環境の推進 ② 女性の就業・起業の支援
3 地域協働による参画と参画づくり	(1) 地域活動における男女共同参画の推進	① 地域防災活動における女性参画の拡大 ② 地域活動における男女共同参画の推進
	(2) あらゆる分野における男女共同参画の推進	① あらゆる分野での男女共同参画の推進 ② 男女共同参画の視点を持つ活動の推進
4 安全安心な暮らしの実現	(1) あらゆる暴力の根絶	① ドメスティック・バイオレンス（DV）等に対する支援体制の充実 ② あらゆる暴力防止への取組み
	(2) 困難を抱える人々への支援	① 困難を抱える人々への支援
	(3) 生涯を通じた健康づくり◎	① 性の尊重と健康についての意識の醸成 ② 健康づくりへの支援
5 参画における視点的な男女共同参画の反映	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 審議会や委員会への女性参画の促進 ② 庁内における男女共同参画の推進
	(2) あらゆる施策への男女共同参画視点の反映	① 男女共同参画の視点による防災体制の整備 ② あらゆる施策への男女共同参画視点の反映 ③ 事業者や関係団体との連携推進 ④ 国際的な取組みとの協調

第3章 プランの内容

☆印は女性労働力率のM字カーブ改善への取組み、★印は待機児童解消への取組み、
◎印は総合戦略の重点的な取組みを、それぞれ示しています。

基本目標 1 人権の尊重と意識の醸成

男女共同参画とは人権にかかわる課題であり、すべての人の人権や個性が尊重され、それぞれの希望や能力・適性に応じて等しく活躍できる社会を実現することが、男女共同参画社会の実現につながります。

このような社会の実現に向け、人権意識の高揚や男女共同参画社会の推進に向けた教育・啓発を行います。

(1) 男女共同参画意識の定着とアンコンシャス・バイアスの解消

① 保育園・幼稚園・幼児園・学校における保育・教育、学習の推進

幼いころから男女共同参画に関する理解が深まるよう、保育園や幼稚園・幼児園・学校において、男女共同参画の視点に立った保育・教育・学習環境を整えます。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	保育園・幼稚園・幼児園における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	○ 各園において、男女共同参画及び人権尊重の視点に立ち、性別に関係なく一人ひとりの個性や能力が発揮される環境となるよう、栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、保育教育内容の充実に努めます。	幼児課 保育園・幼稚園・幼児園
2	学校における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	○ 小・中学校において、男女共同参画社会づくり副読本等の活用による、男女共同参画への理解を深める教育を実践します。 ○ 栗東市人権・同和教育基準年間指導計画に基づき、男女共同参画及び人権尊重の視点に立った教育を実践します。	学校教育課 小学校・中学校
3	保育・教育者等の男女共同参画に対する意識の向上	○ 保育職員や教職員に対して、男女共同参画に関する研修を実施するとともに、男女共同参画に関する指導について、教育研究や自己研修を行います。	学校教育課 幼児課

②家庭、地域社会における教育、学習の推進

男女共同参画に関するアンコンシャス・バイアスは社会生活の中で影響を受け、形成される場合もあることから、生涯学習等を通じて幅広い世代に継続的に情報を提供し、男女共同参画の意識と実践が広く根付くよう、継続的な取組みを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進	○ ライフステージに応じた男女共同参画に関する学習機会の提供や、広報による啓発に取組みます。	自治振興課
		○ 市民に対して人権尊重の大切さ等、人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。 ○ 地区別懇談会や講演会等を行い、男女共同参画や人権等について学ぶ機会を設け、意識の高揚に努めます。	人権政策課 人権教育課
2	男女共同参画の視点に立った生涯学習と啓発の推進	○ 各コミュニティセンター等での社会教育事業を実施するにあたり、男女共同参画の意識を持って講座等を開催します。	生涯学習課

③男性にとっての男女共同参画の推進

男性もまた、期待される「男らしさ」や仕事中心の価値観によって生きづらさを感じている場合があり、そういった考え方を解消することが、男女共同参画の推進には重要となります。男女共同参画が男性の自己実現にもつながるものであるとの理解が深まるよう、啓発や教育・学習機会の提供を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男性にとっての男女共同参画の意義の啓発	○ 男女共同参画が、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成に向け、様々な教育や学習事業を通じて啓発を行います。 ○ 事業の実施にあたっては、誰もが参加しやすいよう日時等の工夫を行います。	自治振興課 人権政策課 人権教育課 生涯学習課

(2) 多様性についての理解促進

①性の多様性を理解するための教育・学習の推進

男女共同参画を推進するためには、性別や多様な性のありかたが、個性として等しく尊重されるべきであるという考えが共有されることが重要です。それぞれの違いを認め、尊重し合う機運の醸成に向け、教育や学習機会の提供を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	性の尊重についての教育の推進	○ 小・中学校において、男女が互いの性についての理解を深めることができるよう、年間指導計画に基づき、各教科の学習や特別活動において性に関する指導を適正に行います。 ○ 教職員に対しては、性的指向や性同一性障害等に係る児童生徒へのきめ細やかな対応について、理解の促進を図ります。	学校教育課
		○ 多様な性のあり方についての理解が促進されるよう、広報や市が主催する講演会・イベント等の機会を通じ、啓発に努めます。	人権政策課 人権教育課 自治振興課

②個性の尊重に対する理解促進

誰もが互いに個性を尊重し合い、それぞれの個性や能力が発揮できるよう、啓発や教育・学習を通じて人権尊重や男女共同参画に関する情報提供を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	学校における多文化共生教育の推進	○ 小・中学校において、国際社会への興味・関心や理解、人権意識を深めることができるよう、多文化共生教育を推進します。	学校教育課
2	多文化共生のまちづくりを通じた男女共同参画の推進	○ 多言語による生活関連情報の提供や相談体制の整備、多国籍市民相互の交流機会の提供等、多文化共生社会を目指す活動の中においても男女共同参画を意識し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。	自治振興課
3	多様な価値観を尊重する意識の醸成	○ 多様な価値観や個性について、そのいずれもが等しく尊いという考えを醸成するため、広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、啓発に努めます。	人権政策課 人権教育課 自治振興課

(3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進

①メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進

市が提供するメディアや情報について男女共同参画の視点から不適切なものがないか常に点検を行うとともに、メディアの不適切な情報に左右されることのないよう、市民のメディアリテラシー（情報を正しく読み取る力）の向上に向けた取組みを行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	○ 広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現を点検することで、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	全課 秘書広報課
		○ 行政職員に対する研修機会等を通じて、アンコンシャス・バイアスに基づく不適切な表現の防止・点検に関する周知・啓発を図ります。	自治振興課 総務課
2	メディアリテラシーの向上	○ 「議会だより」においてメディアによる人権侵害等、社会の進展に応じた人権問題啓発標語等を掲載し、人権侵害防止の意識向上を図ります。	議会事務局
		○ インターネット等のメディアを通じた情報発信における人権侵害の防止について、市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等による啓発を図ります。	人権政策課 人権教育課 自治振興課
		○ メディアによる人権侵害等、市民のメディアリテラシーの向上に資する図書の収集に努め、利用の促進を図ります。	図書館

基本目標 2 多様な暮らし方・働き方の実現

性別などにかかわらず、誰もが自分らしさを発揮して暮らすためには、それぞれの個性や能力等に応じた多様な就労の機会が保障されていることが重要です。このような社会の実現に向け、働く機会の保障や、働く場や家庭における男女共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進などに努めます。

(1) 働く場における男女共同参画の推進 [☆ ◎]

①誰もが対等に働く機会の提供

就職や就労において、性別などによって不利益を受けることがないように、また、就労の場において男女共同参画が推進されるよう、相談支援や啓発・学習機会の情報提供などを行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	労働相談窓口に関する情報提供	○ 労働に関する相談があった際、国や県の相談窓口との連携を図り適切な支援につなげるなど、労働相談窓口に関する情報提供を行います。 ○ 広報を通じて相談業務の案内を掲載し、周知を図ります。	商工観光労政課 ひだまりの家
2	あらゆる職域における男女共同参画の推進	○ あらゆる職域において男女共同参画の推進が図られるよう、市や県内における先進的な取組みの動向の把握に努め、情報発信を図ります。	自治振興課 商工観光労政課
3	多様な選択が可能なキャリア教育の推進	○ 性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を推進するため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進めます。	学校教育課

②働く場における女性の活躍推進

働く場において、役員や管理職など重要なことを決定する立場に女性が少ない現状に鑑み、市内の事業所や団体等で重要な立場への女性の参画が進むよう、事業者や団体等に対する啓発を推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	事業者・団体等における方針決定過程への女性の参画促進	○ 事業者や団体、自治会等に対し、方針決定過程への女性の参画について、「女性活躍推進法」の理念や規定などに基づき働きかけを行います。	全課 商工観光労政課 自治振興課
2	事業者・団体等に対する情報提供	○ 「女性活躍推進法」の理念や規定、令和元年の同法の改正内容（令和4年4月1日施行）等について、事業者や団体等への周知に努めます。 ○ 男女共同参画参画を推進しようとする事業者や団体等に対し、必要な情報を提供し、その取組みを支援します。	自治振興課

（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 [☆☆◎]

①職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

職場や家庭における男女共同参画の推進に向け、誰もが仕事と生活の調和がとれた多様な働き方ができるよう、市民や市内の事業者・団体等に啓発や情報提供を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	事業者等における男女共同参画の機運の醸成	○ 事業者に対し、啓発や学習機会の提供等の働きかけを行い、男女共同参画の機運の醸成を図ります。 ○ 女性活躍推進企業認証制度において認定された事業者やワーク・ライフ・バランス推進企業に登録した事業者の周知を行うなど、事業者の自主的な取組みを促進します。	商工観光労政課 自治振興課
2	職場における妊娠・出産・子育てへの理解の促進	○ 妊娠・出産、育児休業等の取得を理由とする不利益な扱いをなくすため、事業者に対しパンフレットの配布等による啓発を行い、職場における理解促進を図ります。	商工観光労政課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
3	多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ	○ 労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、テレワークなどの多様で柔軟な働き方や雇用のあり方について、事業者に啓発資料等により情報提供を行います。 ○ 長時間労働等の働き方の見直しや、誰もが子育て・学校行事・地域活動・介護等に参加できるような環境づくりについて、事業者に啓発を行います。	商工観光労政課

②家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、家庭での子育てや介護等の負担軽減の取組みを進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスに対する市民の理解を深めるための啓発を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	多様なライフスタイルに対応した保育・子育て支援サービスの充実	○ 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の多様化する勤務形態や勤務時間、地域の子育てニーズに対応できるよう、長時間保育や預かり保育、一時預かり保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。 ○ 講座、交流の場の提供等の様々な子育て支援サービスにおいて、時間帯や託児等、誰もが参加しやすいよう配慮します。	子育て応援課 幼児課
2	家族の在宅介護の負担の軽減	○ 「栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「栗東市障がい者基本計画・障がい福祉計画」に基づき、家族介護者の負担軽減を図るため、介護保険サービスや障がい福祉サービスの周知・啓発に努めます。 ○ 周知・啓発にあたっては身近な地域での出前講座の実施等、参加しやすい工夫に努めます。	長寿福祉課 障がい福祉課
3	育児・介護休業を取得しやすい環境づくりの推進	○ 安心して育児・介護休業が取得できるよう、育児・介護休業中に必要な生活資金の貸付を受けることができる制度の周知を図るなど、情報提供を行います。	商工観光労政課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
4	ワーク・ライフ・バランスについての理解促進	○ 市民のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深めるため、広報やホームページ、パンフレット等を通じた情報提供を行い、ひとりひとりがワーク・ライフ・バランスについて考える機会を創出します。	自治振興課

③責任を分かち合う家事・育児・介護の推進

性別にかかわらず、誰もが家事・育児・介護等に参画し、地域との関わりを持つことでワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、情報提供などを行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男性の家事参加促進のための情報提供	○ 男性の家事参加をより促進するため、広報等を通じて実践的な情報の提供を行います。	自治振興課
2	男性の育児参加促進のための情報提供	○ 男性の育児参画を進めるため、男性対象の子育て講座の開催等、父親が子育てに参画しやすい取り組みを推進します。	子育て応援課
		○ 男性が育児に必要な知識や技術を身につけることができるよう、様々な機会を通じて情報提供を行います。	健康増進課
3	介護のための情報提供	○ 性別にかかわらず直面する介護や、増加する男性介護者が抱える困難などに寄り添い、必要な支援を行います。	長寿福祉課

（３）多様な働き方の普及と女性の就労支援〔☆ ◎〕

①働きやすい職場環境の推進

誰もが自分の個性や特性・能力などに応じた多様な働き方ができるような職場環境の取組みを啓発するとともに、職場における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）やパワハラ（パワー・ハラスメント）防止対策の推進	○ 就労の場におけるセクハラ・パワハラを防止するため、関係機関等へのチラシの設置やポスターの掲示により、啓発を行います。	商工観光労政課
		○ セクハラ・パワハラに関する市民意識の向上を図るため、広報やホームページ等を通じた啓発を行います。	自治振興課
2	多様な就業環境の整備に向けた事業者への働きかけ【再掲】	○ 労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを実現することで、優秀な人材の確保・定着が図られるよう、テレワークなどの多様で柔軟な働き方や雇用のあり方について、事業者へ啓発資料等により情報提供を行います。 ○ 長時間労働等の働き方の見直しや、誰もが子育て・学校行事・地域活動・介護等に参加できるような環境づくりについて、事業者へ啓発を行います。	商工観光労政課

②女性の就業・起業の支援

女性の多様な働き方を促進するため、女性の職業能力の開発や、起業・創業、再就職等へ向けた支援を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	女性の職業能力開発に関する情報提供	○ 女性の職業能力開発につながるよう、新たな技能・資格を取得するための手当や訓練等の助成、関係機関が開催する講座等の情報提供を行います。	商工観光労政課 ひだまりの家
2	起業・創業のための支援	○ 起業・創業が活性化するよう、創業支援等事業計画に基づき、創業支援等事業者（商工会）や地域金融機関等との連携のもと、学習機会等の提供に努めます。	商工観光労政課
3	女性の再就職支援	○ 出産・育児、介護等で退職し、再就職を希望する人を対象とした能力開発に関する研修会や学習機会の情報提供を行います。	商工観光労政課

基本目標 3 参画と協働による地域づくり

市民による様々な地域活動において男女共同参画が推進されることは、市民主体の男女共同参画社会の実現に向けて、重要な要素となります。このため、市民の様々な地域活動に対し、男女共同参画に関する情報提供などの支援を行い、市民の参画と協働による男女共同参画社会の実現に努めます。

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

①地域防災活動における女性参画の拡大

多様な視点からの防災対策の整備に向け、防災対策等を決定する場への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点に立った防災体制の見直しを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	多様な視点に応じた防災体制の推進	○ 自主防災組織等における女性の参画促進等、地域の防災対策に多様な意見が反映される環境づくりを進めます。 ○ 多様なニーズの違いに配慮した防災対策・災害復旧に関する広報啓発を行います。	危機管理課

②地域活動における男女共同参画の推進

市民による自発的な地域活動において男女共同参画が図られるよう、男女共同参画の視点による活動支援を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	地域における男女共同参画に関する取組みの推進	○ 地域活動に取り組む市民活動団体への学習機会や情報提供等の支援、各種団体・グループの交流を促進し、男女共同参画に関する情報交換や活動を促進します。 ○ それらの団体との連携・協働による男女共同参画推進に向けた取組みを進めます。	自治振興課 生涯学習課
2	地域における男女共同参画の視点をもった子どもの育成	○ 様々な年代・性別の子どもたちが交流を通じて、人権意識やリーダーシップを学ぶことができるよう、男女共同参画の視点をもった地域を担うリーダーの育成を図ります。	生涯学習課

施策 番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
3	地域における意識づくりの充実	○ 自治会等における地区別懇談会や出前講座を実施し、地域における男女共同参画の意識の醸成を図ります。 ○ 実施にあたっては、新たな層が参加できるよう時間・場所、テーマ・内容等ニーズに応じた工夫に取り組みます。	人権教育課
4	男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援の促進	○ 男女共同参画に関する活動を行う団体の育成や活動支援を行います。 ○ 男女共同参画の活動に対する意欲、能力をもつ人材の活用に努めます。	自治振興課

(2) あらゆる分野における男女共同参画の推進

①あらゆる分野での男女共同参画の推進

女性が特に少ない分野における男女共同参画を推進します。また、性別にとらわれず、本人の意思を尊重した将来の選択を可能とするキャリア教育を実施します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	様々な分野での男女共同参画の推進	○ 市や県内における家族経営協定の締結の動きや農業委員、指導農業士、林業技士等の農業における女性活躍の状況等について、動向の把握及び情報発信を図ります。	農林課 農業委員会
2	多様な選択が可能なキャリア教育の推進【再掲】	○ 性別にとらわれず、本人の選択を尊重した進路指導を推進するため、年間計画に基づき各教科の学習や特別活動においてキャリア教育を進めます。	学校教育課

②男女共同参画の視点を持つ活動の推進

男女共同参画を推進する団体にかかわらず、あらゆる分野における市民活動において、男女共同参画の視点を持つ活動があれば、積極的に連携を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	男女共同参画の視点を持つ市民活動の支援	○ あらゆる分野における市民の自発的な活動において、男女共同参画の視点が反映されるよう、啓発や情報提供を行います。また、そのような視点を持つ市民活動を支援します。	自治振興課

基本目標 4 安全安心な暮らしの実現

誰もが性別や性のあり方などによって不当な扱いや不安な思いをすることがないように、ドメスティック・バイオレンス（DV）などの防止や被害者・加害者双方に対する支援など、あらゆる暴力の防止に向けた取組みを推進します。また、困難な事情を抱えて人に対する支援や、健康で長生きできるような取組みの推進などを通じ、市民の安全安心な暮らしの実現に努めます。

（１）あらゆる暴力の根絶

①ドメスティック・バイオレンス（DV）等に対する支援体制の充実

DVやセクハラ等の防止・根絶に向け、相談体制の充実や被害者の支援、再発防止のための加害者への働きかけなどを行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	DV防止策の推進	○ DV被害を防ぐため、DV相談窓口に関するパンフレットの設置やホームページ等での啓発を行うなど、DV相談窓口の周知を図ります。	子育て応援課
		○ DVに関する学習機会の提供やホームページ等における啓発など、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を行います。	自治振興課
2	DVやセクハラ等被害者への支援	○ 多様化かつ複合的なものとなってきているDV相談に対応するため、女性相談員を配置して関係機関との連携を図りながら、DV被害者の保護・避難を支援します。	子育て応援課
		○ 健康相談、乳幼児健診、電話相談等の実施の際、DVに関する相談があった場合、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。	健康増進課
		○ 就労相談においてDV等に関する情報があった場合に、関係機関との連携を図りながら、専門機関へとつなぎます。	商工観光労政課
		○ 研修や調査を通じて県や市内における各種相談における実態の把握を行い、行政機関との連携を図ります。	自治振興課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
3	D V やセクハラ等加害者への支援	○ 加害者もまた、様々なトラブルを抱えている場合が考えられることから、加害者の状況を把握し、必要な援助やアドバイス、カウンセリングなどが受けられるよう関係機関につなげるなど、再発の防止に努めます。	自治振興課 人権政策課

②あらゆる暴力防止への取組み

あらゆる暴力の防止に向け、相談支援体制の充実や、幼いころからの人権教育の充実に努めます。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	暴力防止による人権擁護の推進	○ 人権擁護委員による「人権いろいろ相談」を開設し、広報や掲示板を通じて広く周知することで、重大な人権侵害であるD V、セクハラ等をはじめとするあらゆる暴力の相談機会を充実します。	人権政策課
2	子どもの性被害の防止	○ SNS※等の利用による性被害から子どもを守るため、メディアリテラシーに関する教育を推進します。	学校教育課

※SNS：social networking service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、人と人との交流を促進するためのインターネット上のサービスのこと。LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）、Facebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）などがある。

(2) 困難を抱える人々への支援

①困難を抱える人々への支援

生活困窮をはじめ様々な困難な状況を抱える市民に対し、相談支援を含む様々な支援を提供し、課題の解消を目指します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	母子・父子家庭の実情に応じた自立支援の推進	○ 母子・父子自立支援員を配置して、母子・父子家庭の実情に応じた支援を行います。	子育て応援課
2	困難を抱える人々に対する相談の充実	○ 性別による役割分担意識から生じる負担等の困難な状況を抱える人に対して、解決に向けた相談体制の充実を図り、細やかな配慮による相談に応じるとともに、必要な支援へとつなぎます。	健康増進課 子育て応援課 長寿福祉課 障がい福祉課 社会福祉課
3	男女共同参画の視点による高齢者・障がい者等の社会参加の促進	○ 高齢者のみの世帯が増加する中、長年の性別役割分担意識の影響で、家事など様々な分野における自立ができないことのないよう、高齢者に対する家庭、介護、地域活動における男女共同参画意識の向上を図ります。	長寿福祉課
		○ 障がいの特性に加え、性別によるニーズに応じたスポーツ活動等の取組みを推進することで、障がいのある人の社会参加を推進します。	障がい福祉課

（３）生涯を通じた健康づくり〔◎〕

①性の尊重と健康についての意識の醸成

性の尊重や、妊娠・出産等に関する当事者の主体性を確保するため、関連する情報の提供や教育・学習機会の提供に努めます。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	性の尊重についての理解促進	○ 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」※のもつ意味について、広報等を通じた周知啓発に努めます。	自治振興課

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：性と生殖に関する健康と権利と訳される。性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも良好な状態であること（ヘルス）や、自分の意思が尊重され、自分自身で決定できる権利（ライツ）のこと。

②健康づくりへの支援

健康づくりの支援や、女性の妊娠・出産に対する支援、性感染症をはじめとする様々な感染症に対する正しい情報の提供・周知に努めます。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	年代に応じた健康支援の提供	○ 年代に応じた健康づくりを推進するとともに、特に女性においては、妊娠届出時の妊婦健診受診勧奨や保健指導等、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう支援を行います。	健康増進課
2	性感染症をはじめとする様々な感染症に関する理解と啓発	○ 保育園・幼稚園・幼児園、学校において、様々な感染症に関する正しい知識を身につけることができるよう、指導を行います。	幼児課 保育園・幼稚園・幼児園 学校教育課 小学校・中学校
		○ 中学校において、性感染症に関する正しい知識を身につけることができるよう、各校の年間計画に基づき、各教科の学習や特別活動において指導を行います。	学校教育課
		○ 様々な感染症に対して不安を抱える妊産婦が安心して出産や育児をできるよう、寄り添った支援を行います。	健康増進課

基本目標 5 あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映

市の重要な施策を決定する審議会や委員会、管理職等における男女共同参画を推進するとともに、市のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映されるよう努めます。また、男女共同参画社会の実現には、全市的な取組みが欠かせないことから、市内の事業者や関連団体等との連携を強化するとともに、国際的な動向も視野に入れて、施策を推進します。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

市の審議会や委員会、また、庁内において、重要な政策・方針決定の場における女性の割合は、まだ低い部分がみられます。この現状に鑑み、審議会や委員会、市の政策決定の場なので女性の参画が進むよう、目標値を定めて計画的な取組みを推進します。

また、防災を含むあらゆる分野において男女共同参画が推進されるよう、事業所や団体等との連携強化に努め、官民協働による男女共同参画社会づくりを目指します。

①審議会や委員会への女性参画の促進

審議会や委員会において女性委員の割合が向上するよう、数値目標を定めて取組みを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	各種審議会や委員会等への女性の参画促進	○ 審議会委員等の選出において、女性委員を拡大するなど、男女双方の意見が反映されるよう、女性委員比率の向上を目指し啓発、推進します。	全課 自治振興課

②庁内における男女共同参画の推進

庁内において男女共同参画の推進に努め、誰もが安心して働ける職場環境づくりを目指します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	市の女性職員の職域拡大と女性の管理職の登用促進	○ 日常業務や研修を通じて職員の能力開発を行い、職業能力の向上を図ります。 ○ 意思決定の場に参画できるよう女性の積極的な管理職への登用を働きかけます。	全課 総務課
2	行政職員の男女共同参画に対する意識の向上	○ 職員に対して、県等が開催するセミナーや研修会への参加を促すなど、あらゆる機会を通じて男女共同参画への意識啓発及び資質の向上に努めます。	全課 総務課

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
3	男女共同参画の視点に立った職場づくり	○ 育児・介護関連の制度をまとめたハンドブック等による情報提供を行い、特に男性職員の育児・介護休業や育児参加に係る特別休暇制度等を取得しやすい体制づくりに努めます。	総務課
4	安心して働くことができる職場づくり	○ セクハラ等に関する苦情処理委員会や苦情相談窓口を設置し、すべての職員が個人として尊重され、安心して働くことができる職場環境の整備を推進します。	総務課

(2) あらゆる施策への男女共同参画視点の反映

①男女共同参画の視点による防災体制の整備

万一の災害時に性別や性のあり方によって不安や不自由な思いをすることがないように、男女共同参画の視点に立った防災体制の整備に努めます。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	防災対策における男女共同参画の推進	○ 「栗東市地域防災計画」等の推進にあたり、多様な性のあり方に配慮した防災・避難対策に努めます。 ○ 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大を図り、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に努めます。	危機管理課
2	多様な性のあり方に配慮した避難所の整備	○ 避難所の設備・備品・運営方針等に関し、多様な性のあり方に配慮した整備に努めます。	危機管理課

②あらゆる施策への男女共同参画視点の反映

市が実施する施策や事業については、様々な角度からその影響について考える必要があります。あらゆる施策や事業に対し、男女共同参画の視点からも考える取組みを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	あらゆる施策における男女共同参画視点の反映	○ あらゆる施策や事業に対し、性別などにかかわらず等しく便宜を提供できているかなど、男女共同参画の視点から考える取組みを推進します。	全課 自治振興課

③事業者や関係団体との連携推進

市内の事業者や団体等との連携を深め、男女共同参画に関する情報提供などを通じて官民協働による男女共同参画社会づくりを推進します。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	事業者や団体における男女共同参画推進に対する支援	○ 市内の事業者や団体等に対し、男女共同参画に関する情報の提供や啓発などを推進し、男女共同参画の取組みを促進します。 ○ 事業者が実施する女性活躍などに関する積極的な取組みの情報を収集し、他の事業者と情報共有するなど、男女共同参画の取組みの連携推進に努めます。	商工観光労政課 自治振興課

④国際的な取組みとの協調

男女共同参画に関する国際的な取組みと協調するため、男女共同参画をめぐる国際的な動向や、男女共同参画とも関連の深いSDGsの動向などについて、情報提供や啓発を行います。

施策番号	具体的な施策	取組み内容	主な担当課
1	国際社会における男女共同参画への理解と協調	○ 広報や市が主催する講演会・イベント等を通じ、国際社会における男女共同参画やSDGsの取組みについて、啓発に努めます。	自治振興課
		○ 自己啓発や職場研修に役立つよう、関係機関の協力のもと、国際社会等における男女共同参画やSDGsをテーマにした図書や情報を収集し、充実を図ります。	図書館

第4章 関連指標

本プランの計画期間中に達成すべき数値目標を以下の通り定め、計画的に施策を推進します。

項目	データの出典	単位	令和元年 実績値	令和6年 目標値
人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合	栗東市総合計画策定のための市民アンケート調査	%	51.9※ ¹	
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に同感しない市民意識の割合	市民アンケート※ ²	%	55.2※ ³	
男女共同参画について話し合ったり、学習したりしたことがない市民の割合	市民アンケート	%	66.4	
市や県主催の男女共同参画セミナーや講演会に参加したことがある人の割合	市民アンケート	%	7.0	
栗東市男女共同参画都市宣言の認知率	市民アンケート	%	45.5	
小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率（利用学校数／市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	
男女共同参画の講演会、セミナー等の参加延べ人数	自治振興課調べ	人	123	
じんけんセミナー等の平均参加人数	人権政策課調べ	人	213	
人権啓発リーダー講座、市民のつどい等の参加延べ人数	人権教育課調べ	人	624	
社会教育事業（男女共同参画に関する）講座・教室の参加延べ人数	生涯学習課調べ	人	81	
小・中学校での年間指導計画に基づく性に関する指導の実施率（実施学校数／市内12学校）	学校教育課調べ	%	100.0	
多文化共生イベント参加者数	自治振興課調べ	人	932	
DVを経験したことがある女性の割合	市民アンケート	%	5.3	
セクハラを経験したことがある女性の割合	市民アンケート	%	5.8	

※1 把握できる直近の数値として、実績値においては平成30年のもの

※2 単に「市民アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する市民アンケート調査をさす

※3 前回、前々回調査と基準を合わせるため、「その他」「不明・無回答」を除いた割合

項目	データの出典	単位	令和元年 実績値	令和6年 目標値
職場の中でみて、どちらの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	21.8	
栗東市における女性（25～44 歳）の就業率	国勢調査	%	62.3 ^{※4}	
管理的職業従事者に占める女性の割合	事業所アンケート ^{※5}	%	12.0	
ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合	事業所アンケート	%	87.2	
女性における新規創業の実現件数	商工観光労政課調べ	件	8 ^{※6}	
女性における新規創業の相談件数	商工観光労政課調べ	件	16	
地域で実施している男女共同参画事業に参加したことがある人の割合	市民アンケート	%	10.8	
家庭生活の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	36.9	
地域生活の中でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	36.4	
障がい者団体事業、県主催スポーツ大会への参加延べ人数	障がい福祉課調べ	人	772	
地区別懇談会への参加延べ人数	人権教育課調べ	人	2,822	
生活の中における優先度で希望と現実が異なっている人の割合	市民アンケート	%	45.8	
介護を支援する制度がある事業所の割合	事業所アンケート	%	75.5	
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について言葉も内容も知っている事業所の割合	事業所アンケート	%	94.7 ^{※7}	
男性の育児休業の取得状況	事業所アンケート	%	3.8	
父母ともに子育てを主体的に行っている市民の割合（就学前児童）	子ども・子育て支援ニーズ調査	%	42.6 ^{※8}	
地域子育て支援拠点か所数	子育て応援課調べ	か所	4	
保育園の待機児童数	幼児課調べ	人	60 ^{※9}	
延長保育している保育所数	幼児課調べ	園	13	
法人保育園数（移管件数を含む）	幼児課調べ	園	14	
介護保険等の出前トークの参加延べ人数	長寿福祉課調べ	人	482	

※4 把握できる直近の数値として、実績値においては平成 27 年のもの

※5 単に「事業所アンケート」とある場合は、栗東市男女共同参画社会づくりに関する事業所アンケート調査をさす

※6 創業支援等事業計画による支援実績創業者のうち、女性の人数

※7 ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関連した取組みを実施している事業所の割合

※8 把握できる直近の数値として、実績値においては平成 30 年のもの

※9 4 月 1 日時点

項目	データの出典	単位	令和元年 実績値	令和6年 目標値
社会全体でみて、どちらかの性が優遇されているかの設問で「平等」と思う市民意識の割合	市民アンケート	%	11.9	
審議会等における女性委員の割合	自治振興課調べ	%	34.4	
女性委員が3割以上、7割以下の審議会等の割合	自治振興課調べ	%	44.8	
自治会長における女性の割合	自治振興課調べ	%	12.1	
農業組合長の女性就任者数	農林課調べ	人	0	
市男性職員の育児休業取得数（5年間延べ人数）	総務課調べ	人	1	

第5章 推進体制

男女共同参画は、市政のあらゆる分野に関連することから、庁内はもとより、市民、市内の事業所や各種団体等とも連携した、全市的な取組みが重要となります。

また、定期的に進捗状況を確認し、必要に応じて新しい施策を実施したり、既存施策のいっそうの推進を図るなど、継続的な評価・検証・見直しの取組みが、計画的な推進には欠かせません。

このため、総合的・計画的に本プランの推進が図られるよう、以下のような体制で実効性の確保に努めます。

1 庁内推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組み内容はあらゆる分野にまたがるため、すべての市職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識をもつことが重要です。

庁内組織である栗東市男女共同参画社会づくり推進委員会を中心に、関係部局との連携強化を図り、取組みを進めていきます。

2 市民・地域等との連携

市民自らが家庭や地域、職場等において男女共同参画社会づくりに向けた自発的な行動をとることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動を行います。また、男女共同参画に関する活動を行う団体との連携を図りながら、施策を推進します。

3 国・滋賀県等、関係機関との連携

本プランの推進にあたり、国・滋賀県や近隣自治体との連携を図るとともに、本市からの情報発信を積極的に行います。

資料編

○本プラン策定の経緯

○関連要綱・規則等

○委員名簿

○関連法

…など